

## 第四篇 いわゆる国体論の復古的革命主義

### 第九章

#### 9-1 日本において社会主義に立ちはだかるものは何か

以上三編で、社会主義に関する重大な悪口を排除し、社会主義の根本理論となるものの大要を述べた。社会主義の論究はこのようなものであって、大体述べれば十分であろう。ただ、この日本と名付けられた国土において、社会主義が唱えられるにあたっては、特別に解釈しなければならない奇怪なあるものが残る。それはつまり、いわゆる「国体論」と称されるもので、社会主義は国体に抵触するか否かという恐るべき問題である。これは敢えて社会主義だけに限らず、いかなる新思想が入って来る時にも必ず問いただされるものである。

この「国体論」というローマ法王が忌み嫌うものに触れることは、直ちにその思想が絞殺される宣告となる。これがあつたために政治評論家もその自由な舌を縛られ、専制支配の下での奴隷や農奴のようになっていた。また、これがあつたために新聞記者も極めて醜い言葉を巧みに使って媚びへつらい、太鼓持ちのような文字を羅列しても恥じない。そして国体論のせいで、大学教授から小学校の教師に至るまで、全ての倫理学説と道徳論を傷つけて汚し、キリスト教も仏教も各々墮落して偶像崇拜をする宗教となり、代わる代わる他の思想を「国体にとって危険である」として誹謗し、排撃する。このようであるならば、今日社会主義が学者と政府から「国体に抵触する」として迫害されるのは、もちろん当然のことである。

ただ嘆くべきことは、社会主義者ともあろう者がこのローマ法王の面前に立って厳格な答弁をしないことである。少なくとも、国体に抵触すると考えるならば、公言することによる危険を避ける方法としては沈黙という道がある。それなのに、言葉巧みに「抵触しない」と言ったり、中にはひどいものとして「一致する」と論じて逃げたりすることなどがあるが、それは日本においてのみ見られる不面目である。特に、あの国家社会主義を唱道するという者などに至っては、むしろこの「国体論」の上に社会主義を築こうとする醜態をさらし、まさに社会主義の暗殺者であると言える。我々は純正社会主義の名において永久にこう主張しようとするのである——肉体が作られるよりも先に精神が吹き込まなければならない。欧米の社会主義者にとっては、第一の革命を終え、経済的格差の打破が当面の任務である。未だ産業革命の途上にある日本の社会主義者<sup>1</sup>にとっては、それほど格差

---

<sup>1</sup> 原文では「社会主義」だが、欧米の社会主義者と対比していることを考えると、「社会主義者」のほうが文意に即するように思われるので、「社会主義者」にした。

の著しくない経済的方面よりも妄想を駆逐することによって良心を独立させようとするほうが差し迫った急務である。いや、単に国民としても、現在の国体と政体をはっきりと理解<sup>2</sup>することは、社会主義を実際問題として唱道する時に特に重大なことになる。「国体論」という脅迫の下で犬のように土下座しては、いかに土地、資本の公有を叫んでみても、こうした唯物的盲動だけでは社会主義は靈魂の去った腐乱死体でしかない。

しかしながら、今日においてはどうかであろうか。南都の僧兵がみこしを担いで押し寄せた<sup>3</sup>ように、「国体論」の背後に隠れて迫害の刃を振るい、悪口の矢を放つことは、政府の卑劣な者と臆病な学者が唯一の兵学として採用する手段である。そしてかつて延暦寺の僧兵<sup>4</sup>の神輿に対し、警護をしていた武士がかしこまって礼をしながら、心を静めさせて諭していたように、「国体論」の神輿を前にしては、いかなる主義も、学説もただそれをもっぱら回避するという有様である。

そうであるならば、今我々がこの神輿の前に身を挺し、一矢をつがえようとするのを見て、ある者は冒険だと言うだろう。しかしながら、我々は穏やかにこの任務に服しようとする者である。なぜならば、僧兵の神輿の中に未だかつて神罰を加える真の神がいたことがないように、「国体論」の神輿の中に安置され、「私に触れるものは不敬な奴だ」と主張している者は、実は天皇ではなく、彼ら僧兵らの迷信によって勝手に作られた土偶だからである。つまり、「国体論」の中の天皇は、今日の立憲国家における大日本の天皇陛下ではなく、国家の本質及び法理に対する無知、神道的迷信、奴隷道徳、転倒した偽りの歴史解釈でねつ造された未開人の村落における土偶であるからなのだ。

未開人の村落の土偶は、たとえ社会主義の前面に敵として横たわっていようとも、また陣營の後ろに転がって来ようとも、社会主義の世界と運動には不用であって、天皇はその外側にいる。土偶を恐れるのは南太平洋の未開人の村落で行われることであって——東洋の未開人の村落においてもこの土偶を争って奪い各々が利益を引き出そうとしていようとも——、社会主義はただ真理の下に大きく踏み出して進めばよいのだ。——思想の独立の前に、いかなるローマ法王がいるだろうか。

我々は初めに本編の結論として、世に言う「国体論」とは決して今日の国体ではなく、過去の日本民族の歴史を示すものでもなく、明らかに今日の国体を破壊する「復古的革命主義」であると命名しておく。我々は、古来の定説であるこうした世論に逆らって立つことを危険であると信じるため、迫害を避けるための方便として勝手なものを作っているのではない。日本民族の歴史と現在の国体は、まさに少しも「国体論」の存在を許容してい

---

<sup>2</sup> 原文では「解得」である。「解得」とは、理解し、体得することという意味。明治初期に使われていた言葉だが、今ではなじみがない言葉である。また、「理解し、体得する」といちいち表記するのも面倒である。よって、「理解する」という意味にして訳す。

<sup>3</sup> 有名な僧兵による強訴のこと。強訴は興福寺と延暦寺の僧兵によって行われた。「南都」とは、興福寺のことである（延暦寺は「北嶺」と呼ぶ）。興福寺の僧兵はよく春日大社の櫛を持って強訴しにきたらしいが、春日大社は藤原氏の氏神を祭っている神社なのでむげに取り扱えず、摂関家も苦慮したという。

<sup>4</sup> 原文では「山僧」であるが、延暦寺の僧のことを指すので、本文のように改めた。ちなみに、この強訴が頻発した頃、朝廷を警護していたのが「北面の武士」である。

ないからである。ああ、国家の大革命から三十九年もたつというのに、今日わずかな我々のような者にいわゆる国体論を打破させることを余儀なくされている。そもそも、どうしてこのようなことになっているのか。我々は一社会主義者として言うのではない。世界のどこでも、學術の神聖を汚すことには、このようなひどいものがあるからである。まさしく學術の神聖のために行っているのだ。決して社会主義のためではない。そうではない！国体そのもののためなのである！日本の歴史そのもののためなのだ！

## 9-2 主権の本体とはなるものは何か

まず現在の国体を論じる。

そして主権の所在によって国体を区分するという一般の学者に従い、国家が主権の本体なのか、天皇が主権の本体なのかという国家学及び憲法法理の説明<sup>5</sup>をしなければならない。

真理はあらゆるものの上で真理である。社会主義は単に経済学、倫理学、社会学、歴史学、哲学の上での真理であるだけでなく、法律学の上でもまた真理なのである。これはつまり、地理的に限定された社会、つまり国家に主権があることを主張するものである。——社会主義の法理学は国家主義である。だから、個人主義時代の法理学に基づいて君主主義とか、民主主義とか言うことは明らかに誤りなのだ。従来のような意味で君主主義と言えば、利益の帰属する所が君主であることを原則とし、民主主義と言えば国民が利益の帰属する所としての最終目的であることを論拠とする。そしてそれらは、各々の利益が帰属する所、目的が存在する所に権利が存在するという根本思想を持つ点で個人主義の思想である。社会主義——法理的に言えば国家主義——は、国家が目的であり、利益の帰属する権利の主体であるという思想であって、主権は国家にあると論じるものである。個人主義は、原始時代には個々が結合せずに存在していたと臆測しているから、個人主義の立場に立って今の社会的団結を見るならば、当然社会契約説によってそれを説明する他ない。けれど、人類は原始時代から社会的存在であることは生物学上の事実であるため、社会契約説の誤謬は明らかだから、主権の所在をめぐって君主主義あるいは民主主義を論争することは理由のないことなのである。

だから、君主主義あるいは民主主義を個人主義時代の法理学に基づいて唱えるならば、以下のことを問題にする。つまり、この社会国家を個人の自由、独立のため（つまり、個人の目的と利益のため）に組織されたものと断定し、組織される前には国民の各自に主権が（ルソーならば平和的に、ホブズならば万人の万人に対する闘争状態で）存在していたと想像したものであるから、組織前は個々に存在していたと仮定した主権が組織後誰に存在するのかを問題とするのである。けれど、その組織方法は、当時の思想では社会契約説以外に優れたものがなかったために考えられたものであるから、社会契約説が捨てられた今日において、個人主義の主権所在論は前提がないのに結論を争うという無意味なものとなっている。

---

<sup>5</sup> これは天皇主権説と天皇機関説の論争のことである。

もちろん、国体論が幕末において大きな意義を持っていたように、社会契約説もかつてはあらゆる議論の基礎であった。フランス革命に至るまでは、今日のように階級が平等な法律の下で生じておらず、法律そのものから階級国家であることを示していた。議会などでも各階級が、各々異なった決議にそれ自体の目的と利益を持って対立し、決して今日のような統一国家としての法律を作っていなかった。各階級の契約による条約的性質を帯びたものであった。だから、社会契約説は個人主義の思想に採用され——国家の起源、原始社会にまでその思想を及ぼしたことは根拠のない仮説にすぎないが——、当時の国家の説明、法律の解釈としては避けられない唯一の帰結であった。また、この仮説がなければ、一切の社会現象は解釈できないものであった。

しかし今日はそうではない。たとえ資本家が発達したことで国家の機関が一階級に独占され、社会の階級は大きな分裂を起こして対峙し合うようになったとしても、それは経済学の取り扱うべきことであって、法律学の立場からすれば、日本国は疑いもなく統一国家である。また、たとえ藩閥政府が天皇を擁して自己の階級に利益のある法律を制定し、議会は完全に資本家の手足となってその階級の目的に協力して法律を成立させようとも、その一旦法律となった以上、法律学は成立した事情<sup>6</sup>を顧みず、階級を超越した日本国の法律として見るべきであるのは当然である。だから、中世の社会契約説に従って作られた憲法は、君主と貴族、あるいは国民との条約のような性質を持っていたが、今日の憲法は決して契約ではない。君主と国民は、憲法の締結<sup>7</sup>によって権利義務の関係において対立し合う二つの階級ではない。君主の行動が制限されるのは、国民の権利の前に自己を抑制しなければならないという義務のためではなく、国民が義務を負担させられるのは、君主の要求の下で君主の権利を満たそうとするためではない。つまり、国民の負担する義務は国家の要求する権利であり、君主の主張する権利は国家の負担する義務なのだ。

日本国民と日本の天皇は権利義務の条約によって対立する二つの階級ではなく、その権利義務はこの二つの階級が条約によって直接負担し、要求できる権利義務ではない。要約すれば、日本の天皇と日本国民の持つ権利義務は、各自が直接対立する権利義務ではなく、大日本帝国に対する権利義務なのである。例えば、日本国民に天皇の政権を無視してはいけない義務があるのは、天皇が直接国民にそれを要求できる権利があるからではなく、それを要求する権利を国家が持っており、国民がその国家の前に義務を負うからである。日本の天皇に議会の意志を無視して法律、命令を発することができないという義務があるのは、国民が直接天皇にそれを要求できる権利があるためではなく、それを要求する権利があるものは国家であり、それによって天皇は国家から義務を負わされているからである。——これこそ、中世の階級国家と近代の公民国家を分ける点である（階級国家の中世史については、後の歴史解釈を見よ）。

---

<sup>6</sup> 原文では「事状」となっていて、[ママ]と注記されているが、意味がわからないことはない。

<sup>7</sup> 原文では「訂結」となっていて、ここも[ママ]と注記されている。しかし、「締結」にすれば解決するのではないか。契約ではないとする今日の憲法を「締結」というのは、若干疑問が残るものの、社会契約説によって君主と国民が憲法を締結するという解釈に従ったと理解しておけば十分である。

もちろん、今日においても法律そのものの上では、君主とか、貴族とか、一般国民と言うような階級国家の形跡がないとは言わない。また、法律によって利益の帰属する所が、ある見解（特に政治学上の見解）に立って見れば、君主だけあるいは貴族だけに限られるものがないとは言わない。こう言うのは、国家とは進化する生物（『生物進化論と社会哲学』において個体を定義した所を見よ。）であり、国体とか、政体とかいうものも生物の成長に従って進化するため、人為的に進化の過程をはっきりと区別することができないからである。しかしながら、今日の国家を中世時代の階級国家と見てはいけないという法理学上の根拠は、中世のように君主あるいは貴族が国家に帰属するはずの利益を得る主体として存在せず、君主、貴族は国家の目的のために、国家に帰属する利益として国家が維持する制度となっている点にある。例えば、天皇が責任を負わないという利益は、ある見解からすると天皇に帰属するかのように理解されるけれど、法理学上から見れば国家の目的と利益のために存在する法規から導き出されるものであり、利益は国家に帰属しているのだ<sup>8</sup>。また、貴族と限られた者だけが貴族院議員になる権利があるのも、同じくその利益がそうした階級に帰属するかのように見られるけれど、これも国家の目的と利益のために存在する法規によるから、国家に利益が帰属していると理解することが法理学的見解としては避けられない。

もちろん、君主とか、貴族とか、国民などは、等しくその地位に応じ、独立して自分で生きる目的を持っており、それぞれ自己に帰属する利益を持っているから権利の主体であることは言うまでもない。しかし、その権利とはいわゆる政治権力であって、君主にあっては重大な権限を持った皇位に就く権利である。貴族にあってはまた特別な権限を持った貴族院議員あるいは選挙をする権利であり、多くの国民にとっては選挙の際に重要な機関となる選挙者<sup>9</sup>の地位に就く権利である。

しかしながら、皇位に就く権利、選挙者となる権利は決して主権ではなく、主権を行使する地位に対する権利である。だから近代の公民国家においては、いかなる専制君主国家であっても、また直接立法ができる<sup>10</sup>ほどの民主国であっても、君主及び国民は決して主権の本体ではない。主権の本体は国家であり、国家が独立して自分で生きる目的のために、国家の主権を君主あるいは国民が行使するのである。したがって、君主及び国民の権利義務は、階級国家でのように直接契約的な対立をするものではなく、国家に対する権利義務なのだ。さて、それならば権利義務の帰属する主体として国家が法律上の人格を持っている<sup>11</sup>ことは当然導かれることであり、この人格が生存、進化する目的のため、君主と国民が

---

<sup>8</sup> 原文では、「例えば天皇無責任の利益は或る見解を以てすれば帰属する所天皇なるかのごとく解せらるべきも、法理学上よりしては国家の目的と利益とのために存する法規なり。」となっているが、文章がねじれている。よってこのまま訳すと、意味がわからないので、意識せざるを得ない。

<sup>9</sup> 選挙権と被選挙権の両方を含むと考えられる。

<sup>10</sup> 原文では「直接立法を有する」となっている。「立法を有する」という表現は、よくわからないが、直接民主制の下での立法行為を指しているのではないかと思われる。国民が議会のような機関を経由せずに立法するという制度は、民主制を特に徹底させたものと言え、専制君主国家との対比になじむからである。

<sup>11</sup> 国家法人説の考え方に至っている。

国家の機関となることもまた当然の論理的帰結である。

だから、階級国家時代の社会契約説と個人主義の仮定を維持する者でなければ、現在の憲法を君主と国民が権利義務において対立すると解釈し、君主あるいは国民を主権の本体と断定する理由はない。

### 9-3 国家を進化に応じて考察する必要性

しかしながら、国家は初めから社会的団結に基づいて存在し、その団体の構成員は原始的無意識の状態では国家の目的の下で眠っていた（『生物進化論と社会哲学』において原人時代を論じた所を見よ）が、その社会的団結は進化の過程において中世に至るまで、土地とともに君主の所有物になり、国家は法律上の物格となってしまう。つまり、国家は国家自身の目的と利益を実現する主権の主体とはならず、君主の利益と目的のために結婚、相続、割譲など所有物としての処分に服従した物格であった。

この時代には、君主が自己の目的と利益のために国家を統治していたので、目的の存在する所、利益の帰属する所が権利の主体となり、君主は主権の本体となっていた。そして国家は統治の客体であったのだ。この国家が物格であった時代を「家長国」と名付け、中世までの国体としよう。今日は民主国とか、君主国とか言っても、決して中世のように君主の所有物として国土及び国民を相続、贈与し、もしくは好き勝手に殺せない。君主さえも国家の一員として含めているから、国家が法律上の人格であることは言うまでもない。したがって君主は中世のように国家の外に立って国家を所有する家長ではなく、国家の一員として国家の機関であることは明らかなのだ。つまり、原始的無意識のままではなく、国家が明確な意識を持って、国家自身の目的と利益のために統治するようになったのであり、目的の存する所、利益の帰属する所として国家が主権の本体となったのである。これを「公民国家」と名付け、現在の国体としよう。

このように国体を進化的に分類せず、国家が人格であるのか、物格であるのかに論点を定めないため、今の君主主権論者も国家主権論者も無数の矛盾を来し、意味のない論争を繰り返すにすぎない。そもそも、彼らは法律学の研究方法において根本から誤っている。国体とか、政体とかいうものは、決してアリストテレスが統治者の数<sup>12</sup>と言ったような形式的数字を多少補って解釈されるべきものではない。今日の法律学は、古代ギリシャのように、静学<sup>13</sup>式の思弁にふけるものではない。国体及び政体は進化していくものとして、つまり歴史的に進行する社会現象として動学式に研究すべきものなのだ。

もし今の憲法学者がこの態度をとるならば、今日の進化を経てきたドイツ帝国の統治権が連邦<sup>14</sup>各国に帰属するのか、はたまた帝国に帰属するのかというような論争も起こらなだろうし、イギリスは君主政体なのか、民主政体なのかという議論もないであろう。特に、

<sup>12</sup> アリストテレスは、『政治学』において、政体を王制、貴族制、民主制（それに対応した悪い形は、僭主制、寡頭制、衆愚制）に区分している。「統治者の数」というのは、おそらくこの区分のことを指しているのだろう。

<sup>13</sup> 「静学」とは、時間的な要素や原因・結果の関係を考慮しないで経済現象を分析するもの。その逆は「動学」である。

<sup>14</sup> ドイツはラント（州）を単位とした連邦国家である。

今日の大多数の立憲君主国と名付けられる国についての——君主主権論者も国家主権論者もともに陥っているような——ひどい誤謬も存在しないはずである。法律現象を動学式に研究せず、国体あるいは政体を進化するものと考えないならば、古代の国体及び政体、中世の国体及び政体は全く法律学の研究の外に放り出されてしまう。しかしそうすると、その進化を継承した現代の国体及び政体を説明できないことになる。「国体論」という迷信を日本が持っているのはこのためである。

だから、彼らの解釈は無数に異なっているにもかかわらず、日本国について進化的考察がないため、今日の国体と政体を説明することができない点では一致しているのだ。国家学の原理によって国家を進化的に見よ。そうすれば、今日の国体と政体ははっきりと理解され、諸説入り乱れた学者の分類が何の価値さえもないことがわかるだろう。だから、法学博士穂積八束氏<sup>15</sup>などはこの点を理解しないため、ついに匙を投げ、国体も政体も分類して取り扱えないものであるかのように主張するに至ったのだ。

大学筆記ではこう言っている。「国体は歴史の結果であり、各国同じではない。だから、普遍的な国体というものはない。また、あらかじめ学者が国体の種類を列挙しつくすこともできない。過去及び将来における主権の所在は歴史の結果であり、種々の変動があり得るのである。だから私は、国体を説くことはある特定の国、時代を論じることであり、一般的かつ抽象的に国体の分類を列挙することはできないと信じるのだ。我が国の憲法を説くにあたっては、我が国の歴史によって定められた国体を説く他ない。」と。

穂積八束氏などがたとえ歴史によって国体が定められると言おうとも、それが動学的研究でないことは言うまでもなく、単に万国に比類のない歴史であるから、万国に比類のない国体であると論じるためにすぎない。そしていわゆる「特定の国」というものが特別な日本国を指しているのだとしても、いわゆる「特定の時代」については何も聞こえてくるものがない。たまたま、「国家統治の主権が万世一系の皇位にあって変わることがなかったのが、我が国体の特徴である」と言うかと思えば、たちまち「維新革命は主権を回復したものである」と論じることなどは、どこにそんな根拠があるのか理解できない。だから、こうした歴史的知識を全く欠いた者から、いわゆる「歴史によって定まる」と言う我が国体の動学的説明を期待できないだろう。

ただ、非常に奇怪なのは、天下の歴史家として認識されている君主主権論者の一人法学博士有賀長雄氏<sup>16</sup>が、穂積氏と同じく進化的研究をしていないことである。有賀博士は穂積博士と同じく君主主権論者の権威であり、同じように主権の所在は歴史によって定まると

---

<sup>15</sup> 明治・大正期の憲法学者で、民法学者穂積陳重の弟。天皇主権説に立つ典型的な憲法学者である。彼は、ボアソナードが起草した民法について、「民法出デ、忠孝亡ブ」を書いて批判したことでも有名である。ただ、刑法学者の小野清一郎は、『日本法理の自覚的展開』（有斐閣・一九四二）の中で、「国体と政体との区別を明かにし、国体とは主権の所在による国家体制の別であるが、政体とは統治行動の形式に関する別であるとして、我が国体は『純粹なる』君主国である点にその特色を有する、ということを説かれた」（八五—八六頁）と言っており、穂積八束は国体と政体を区別していないわけではない。

<sup>16</sup> 明治期の法学者、社会学者。枢密院書記官、農商務省特許局長などを歴任した他、東京専門学校〔早稲田大学の前身〕、陸軍大学校などに出講し、国法学を論じていたが、日清戦争を契機として国際法に転じた。学風は社会学的実証主義であったとされる。

主張する者である。そしてその主張に背かず、著書『国法学』などは緒論として日本の国民対皇室の歴史的叙述に少なからずページを費やしている。

我々は、主権の所在は歴史によって定まることを信じ、国体及び政体はただ動学的研究によってのみ理解できると信じる者である。そして有賀博士は、歴史家の意義を用いて、「日本国民をことごとく天照大神の子孫であるとし、この事実だけで日本国民に対して天皇主権を基礎づけるのは、歴史を考えない俗論である。」と真理を解き明かした。穂積博士のような君主主権論者は博士の前に全く価値のない者となったことなどを見て、『国法学』が君主主権論に有力な歴史的根拠を与えるものとなることを期待した。おそらく博士もそう期待したのだろう。

しかしながら、今日の意味における統治権とか、統治とか、天皇とかいう文字を二千五百年間同じで変わらないものと考え、むしろ歴史的な進路を逆行して論じていくのを見ると、我々は日本国の中で未だ国家の進化的研究をする者はいないと断言せざるを得ない。

#### 9-4 文字に拘泥して歴史を見る誤り

もちろん、我々といえども最古の歴史的記録である『古事記』、『日本書紀』が重要な経典であることは決して否定しない。しかしながら、有賀博士のように神武紀元後十四世紀<sup>17</sup> たってから作られたというそれらに依拠し、しかも「夫の豊葦原の瑞徳国<sup>とよあしはら みずほのくに</sup>は我が子孫の王たるべき地なり、爾皇孫就きて治らせ、宝祚の隆へてまさんこと天壤と共に極まりなかるべし」<sup>19</sup>というわずかな一言を論拠として学説の根本思想にすることは、明らかに不謹慎極まりない独断論である。

このように十四世紀後の中国の文字で「王」とか、「治らす」と書かれていようとも、その文字の形態、発音が似ているために今日の「統治権」に当てはめ、十四世紀前という太古の昔と十世紀後の今日を一縄で結び付けられるだろうか。『古事記』、『日本書紀』ができるまでの十四世紀にわたる長い間は——少なくとも外国文明に接触するまでの十世紀の間は全く文字がなく——、先人の言行があれば忘れず縄を結び、そのことを記したと称される程の原始的生活をしていた時代だったのだ。これを以下のように仮定してみよ——もし今日以後の十世紀間文字がなく、火星との交流によって火星の文字で十四世紀後に明治の歴史が書かれたならば——と。十四世紀後に火星の文字で書かれた『古事記』、『日本書紀』に表れた火星の「王」、「治らす」という文字で明治の統治関係を説明できると思うだろうか。今日の我々が仮に縄を結んで記録をしており、その縄が十世紀間腐らないほどの金属であ

<sup>17</sup> 神武紀元とは、記紀伝承上の初代神武天皇が即位した年を紀元元年としたもの。西洋暦に当てはめると、紀元前六六〇年になる。『古事記』は七一二年、『日本書紀』は七二〇年に完成したとされるので、神武元年からおよそ千四百年経過している。本文中の表現は、これを受けてのものである。

<sup>18</sup> 日本の美称のことである。

<sup>19</sup> 天照大神が、天津彦彦火瓊杵尊（アマツヒコヒコホノニギノミコト）を葦原の中国（日本）に遣わす時（いわゆる「天孫降臨」）に言ったとされる言葉で、『日本書紀』巻二神代下にある（ただし、この言葉は、書紀本文のものではなく、一書群と呼ばれる付属の巻にあるもの）。現代語訳は、次のとおり。「豊葦原の瑞徳国は我が子孫が王となる地である。お前たち皇孫が王位に就いて、かの地を治めよ。皇位が榮えて発展することは天地とともに限りがないだろう。」



るとしても、また我々の頭脳が驚くほど進化して、十世紀間の先人の言行が言語によって祖父の口から孫の耳に誤りなく伝えられるとしても、火星の文字は火星の思想を表し、十四世紀後の進化した国民は、十四世紀後の思想で火星の文字を使用するだろう。

それならば有賀博士が、「王」という文字が国王の「王」に似ており、「治らす」という文字が統治の「治」に似ているというだけで、こうした文字のない時代である太古の昔、中華文明の輸入により文字が使われるようになった時代、そしてヨーロッパ文明を輸入する今日のそれぞれで使用される全く異なった統治権という思想を変遷、進化しないものと独断づけ、今日の統治関係を原始的生活時代という文字がない数千年前までさかのぼらせても気にしないという態度は、既に歴史家の資格が皆無であることを示している。

我々は断言する——「王」とか、「治らす」とかいう文字は中国から輸入された文字と思想であり、原始的な生活をしてきた時代の千年間は、表音文字を使っていたのか、象形文字を使っていたのか、はたまた全く文字がなかったのか明らかでない。だから、神武天皇が今日の文字と思想で「天皇」と呼ばれていなかった<sup>20</sup>ことだけは明白であり、その国民に対する権利も今日の天皇の権利あるいは権限から推し量ってはいけないものだ（我々は文字のない千年間の原始的生活時代は、政治史から除外することを主張するのである。後の歴史解釈を見よ）。

このように、有賀博士は文字の形態、発音が同じならば、その内容は今も昔も異ならないと言う歴史家である。だから、家長として土地、人民を所有していた時代の天皇の権利を無視し、雄略天皇が臣下の妻を自己の所有権に基づいて奪ったこと、武烈天皇が所有物である人民を好き勝手に殺戮したこと<sup>21</sup>、後白河天皇が所有する土地を一度武士に与えたかと思えば、それを奪い取って寵愛する側室<sup>22</sup>に与えたことなどという所有権の主張に今日の天皇の権利を用いてさかのぼって論じる。そして暴虐で道理がないと言ったり、不仁で違法であると言ったりするようになるのだ。当時の天皇は今日と全く意義を異にした国家の所有者という意義を持ち、人民は人格を持たず、国土とともに天皇の「大御宝」<sup>23</sup>として所有物だった。ただ、こうした歴史家のうちのある者は、有賀博士のように当時の天皇の権利を認識しながら、こうしたさかのぼった批判をすることはしないが、逆に当時の天皇の権利を今日の天皇に粘着させて論じ、今なお国土及び人民を好きなように取り扱える家長であるかのように言う。今日の天皇は当時と全く意義を異にした国家の特権階級という存在であって、外国の君主との結婚によって国家を割譲することができない。また、国家を二、三の皇子に分割することができなければ、国民の所有権を横取りして侵害することもできないし、国民の生命を「大御宝」として傷つけたり、破壊したりすることもできない。ま

---

<sup>20</sup> 「天皇」という称号を使い始めたのは天武天皇で、それまでは「大王」と呼ばれていた。

<sup>21</sup> 雄略天皇については、(暗殺も含めて) 政敵を攻め滅ぼす話が多く、武烈天皇の暴虐さを伝える話もある。『日本書紀』によれば、武烈天皇は人を木に登らせたところで、その木を切り倒させたり、木に登っている人を射殺させたり、妊婦の腹を割いて胎児を見ようとしたりしたという話が書かれている。

<sup>22</sup> 丹後局のこと。『読史余論』などに、名前が出ている。

<sup>23</sup> 「天皇の人民」ということを表す。

さに国家に対してだけ権利義務を有する国民は、天皇の白刃に対して国家から救済を受けたり、正当防衛権を行使したりできる。つまり、同じ天皇という形態と発音であっても、今日の天皇は国家の特権階級として国家の目的と利益の下で活動する国家機関の一つなのだ。

さらに詳しく言えば、維新に至るまでの天皇は、維新後の天皇のように日本帝国の統治機関ではなかった。理想においてだけそう自認していたと言っても、法律上の事実においては所有する人民を物格として処分することができた家長君主であった。だから、天皇が最も強大であった時は（例えば藤原氏の支配に至るまでのように）日本全国において、微弱な時は（例えば頼朝以後のように）<sup>24</sup>自己の勢力範囲の内において、所有していた国土及び人民は天皇の目的と利益の下で存在し、天皇は目的的存在する所、利益の帰属する所として統治権の主体であった（後の歴史解釈を見よ）。—日本の国体は数千年間同じだったのではない。日本の天皇は今も昔も変わらない存在ではないのだ。

それなのに、中世の家長国時代において当然の権利として主張していたルイ十四世の「朕は国家なり」という言葉について、「我が国体においては」という前置きをして、「西洋においては不当であるが、我が国体においては不当ではない」と言って、今日の国体においてそれを唱えようとする者がいるとはどういうことなのか。ルイ十四世の言葉は、西洋においても当時の国体においては不当ではない。我が国体においても中世までは不当ではなかった。しかしながら、これを今日の国体において唱えるならば、西洋であろうと日本であろうと、単に不当であるだけでなく、明らかに国家に対する反逆を示すことになるのだ。—彼らは、国体とは横の面で異なるだけでなく、縦の面でも異なることを知らないのか<sup>25</sup>。

彼らが数十日で到達できる外国と日本で天地の違いがある国体だと論じるならば、当然の推論として数千年間を隔てた昔と今は国体において全く同じで異ならないと考える根拠もないことになる気づかないのだろうか。彼らは同じように天皇とか、皇帝とか言うが、ロシアの天皇とトルコの天皇とベルギーの天皇が互いに異なることを知っているならば、また等しく天皇と言っても、神武天皇と後醍醐天皇と明治天皇が全く内容を異にした者であることに考えが及ばないのだろうか。彼らは、文字の発音が類似すれば「悲惨」という意味の英語 ミゼラブル<sup>26</sup> も ミゾレフル とする日本語の「みぞれ降る」も、「兵士」という意味の英語 ソージャ<sup>27</sup> も そうじゃ とする「合点」も同じ意義であると解釈し、文字の形態が同じならば鎌倉時代の主従関係を意味する「僕」も、今日の「君僕失敬」<sup>28</sup> の「僕」も決して相違のない意義のものであって、友人間の無作法はおそらく失敬罪で重禁錮<sup>29</sup> 五年に値する

<sup>24</sup> 「藤原氏の支配」とは平安時代、「頼朝以後」とは鎌倉時代以降を指す。

<sup>25</sup> 以前にも、横、縦という言葉を使った表現が出てきたが、意味はよくわからない。権力の進化を、時間の経過と空間の広がりとの相関関係で捉えていたと考える他ない。

<sup>26</sup> ミゼラブル (miserable) のことである。

<sup>27</sup> ソルジャー (soldier) のことである。

<sup>28</sup> 「君僕失敬」というのが何を表しているのかわからない。後の「友人間の無作法」ということからすると、おそらく親しい者同士で堅苦しい礼儀を省いた付き合いをすることなのだろう。

<sup>29</sup> 旧刑法の時代には、禁錮は軽禁錮と重禁錮の二種類に分かれていて、重禁錮には刑務作業が科せられていた。現行刑

と考えるような者である。

そもそも、法律学においては文字の内容を決定することを最も重大な任務とするものである。他の自然科学などでは、酸素、水素とか、胃、心臓とかいう文字そのものが地理的に、また時代によって変化するものではないから、学術用語の内容を決定することを研究の焦点とする社会的諸科学とは大いに異なる。特に、社会的諸科学<sup>30</sup>の中でも法律学は、社会が進化し、社会現象が異なるにもかかわらず、依然として同じ形態、発音の文字を継承して使用するものであるので、文字の内容を定めることそのものがほとんど最終目標でもある。法律の歴史的研究者によっては、殊の外この点に厳粛である必要がある。さて、そうであるならば、「天皇」という言葉の内容が数千年という長い間で限りなく変遷したことを忘れては、いかに歴史に基づいて憲法を論じると言っても、非常に出過ぎた標榜となるにすぎないことを知らなければならない。—だから、穂積博士は現代の天皇を土地、人民を所有していた時代の天皇のように理解し、有賀博士は文字のない時代の神武天皇を、統治権を所有権として持っている時代の天皇と考えるようになったのだ。

国家の進化に応じた分類をするという我々の主張の要点はここにある。

#### 9-5 日本のみを特殊化する憲法学者の誤り

しかしながら今の憲法学者といえども、西洋諸国の国家を歴史的進化に従い、時代に応じた分類をしないわけではない。ただ彼らは、我が日本国を論じるにおいてだけ常に古今の区別を無視して、憲法論の緒論<sup>31</sup>から結論までを「我が国体においては」という特殊な前置きで一貫させるとは、そもそもどういう理由に基づくのか。—「万世一系の皇統」というものがあるからである。日本国民はこの「万世一系の皇統」という言葉があるため、西洋諸国における国体及び政体は歴史の進化に従って進化してきたというのに、日本民族の国体及び政体だけが進化の法則の外にあって、ずっと座り込んだままで少しも進化しないのだと考えているのである。だから、日本の憲法学者が国体を憲法論の中で論じる時、我が国体はどのような国体か、つまり主権はどこにあるのかを決定するためのものだというが、常に「万世一系の我が国体においては、主権は天皇にある。」という解釈で一貫している。

これは全く解釈ではない。万世一系の天皇に主権が存在するから、主権は天皇にあるという議論なのである。甲が年齢を聞かれた時に「乙と同じだ。」と答え、さらに乙の年齢を聞かれて、「甲と同じだ。」と答えるような循環した問答である。笑うべきであるのは法律学者だけではない。倫理学者も、哲学者も、「万世一系」という一言で頭蓋骨を横から殴られ、ことごとく白痴<sup>32</sup>となっている。日本において国家の進化に応じた分類がないのはこの

---

法にはない刑罰である。なお、「失敬罪」という名称は、「不敬罪」をもじったものであろう。

<sup>30</sup> ここに「的」は入っていないが、これまでの用法からして「的」がないとおかしい。よって「的」を補った。

<sup>31</sup> 原文では「諸論」となっているが、最初から終わりまでという意味合いのことを述べていることを思えば、「緒論」もしくは「序論」でないとおかしい。「しよろん」という読みを尊重して、「緒論」と改めた。

<sup>32</sup> 「白痴」とは、知能が著しく劣っていること。いわゆる精神遅滞の状態にあることを指す。

ためである。

万世一系の皇統については、後の歴史論においてははっきりと説こう。ただここでは、憲法学においてこの万世一系という言葉をあらゆる演繹の基礎としている穂積八束氏を指定すればよい。博士の頭脳はこの一言による打撲で哀れむべき白痴となっている。そのため、憲法に関わる全てのことが互いの連絡も組織もなく、自ら述べたことを自ら打ち消し、先に自身が主張したことを後に自身で打破する。そしてすぐに高天原<sup>たかまがはら</sup><sup>33</sup>に説き及び、神が集まる神道論を説いたかと思えば、直ちに高天原から落ちてきて神話の科学的研究者となる。

特にひどいものになると、主権本質論において完全に君主主権論者の地位を捨てて、国家主権論者に一変し、歴史論と見られる言動においても天皇主権論を唱えているかのようでもあり、幕府主権論を唱えているかのようでもある。本編は博士が国体論の首領的代弁者であるため、博士に最も多く議論を及ぼしたものである。私は博士の学説をできる限り精密に研究する必要があるので、世に出しただけの著書を読み、諸雑誌に掲げられたほとんど全ての論説も読み、毎年同じことを述べている<sup>34</sup>大学及び他の私立大学の講義筆記も見た。しかしながら、矛盾した言語の羅列から一貫した思想を見出すことが不可能であることは言うまでもなく、万世一系の一言によって打たれた頭脳からは、いかなる精神科医も意味を引き出せないであろう。それどころか、博士はまさに国家の観念において国家主権論の国家観をとっている。

## 9-6 君主主権論の論理の誤り

この点は敢えて穂積博士だけに限らない。全ての君主主権論者は国家の定義において近代国家の定義を盗みながら、気づかずに平然としているのである。

穂積博士及び全ての君主主権論者は、憲法学を組織する時、「統治の主体」と「統治の客体」に分ける。そして統治の主体を天皇とし、統治の客体を国土及び人民とするのである。もし彼らが—先に我々が、中世の国家では国土及び人民が君主の目的と利益のために存在する物格であると言ったように—君主主権論者のザイデルのように、国家とは国土及び人民の二つ要素からなり、天皇は国家の外で国家を統治する者であると言うならば、憲法第一条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」<sup>35</sup>と示されている大日本帝国は、国土及び人民の二つ要素からなり、中世時代の国土と人民を物格とする国家である。君主主権論をとり、統治の主体と統治の客体に分けるならば、統治される大日本帝国というものは中世時代の二つの要素からなる国家でなければならない。それなのに、穂積博士及び今の全ての君主主権論者は、完全に近代思想の国家観に立って、むしろザイデルを排する。穂積博士は言う。「国家とは、一定の土地で形成された人類社会であり、統治者と人民によって

<sup>33</sup> 「高天原」とは、天つ神がいたという天上の国のこと。天照大神が支配する。

<sup>34</sup> 原文では「年々歳々花相似たる」となっている。年々歳々は、毎年という意味であるから、「毎年花が同じ=毎年同じ」という意味だろうと思う。よって本文のように訳した。

<sup>35</sup> 原文では、「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す」となっているが、実際の帝国憲法はカタカナで書かれていたので、そう改めた。帝国憲法の条文と思わしき箇所は、全てカタカナに直し、いちいち列挙しない。

組織されたものである。」「国家は、主観的に見れば統治権の主体である。」と。

国家を主観的に見れば統治権の主体であるとするのは、まさしく国家が統治の主体であることを主張する国家主権論の思想ではないのか。国家とは、統治者と人民と土地という三つの要素からなるとする思想は、君主が国家を所有物として贈与したり、相続したりしていた中世にはなかった国家観念であり、国家主権の近代国家の観念ではないか。なぜならば、その三つの要素から国家が成り立つならば、君主そのものも含まれるから、君主が国家を贈与したり、相続したりすることは自己そのものを同時に贈与したり、相続したりするという矛盾したものになるからである。中世の君主が国家の所有者であるとする思想において「朕の国家」と呼ぶ時は、その国家は二つの要素からなるものなのである。

つまり、中世においては君主を法理学上国家の外に置いて国家を統治する主体とし、国家はそれによって統治される客体であったのに対し、博士らの採用する近代思想においては君主も国家の一要素として、つまり国家を組織する一員として国家の内に含めるものである。国家の外にあれば国家を所有することができ、また国家を統治することもできる。したがって、国家は君主の所有物であり、統治の客体であった。国家の内にあるならば、国家を所有することはできず、国家の中に含まれた一分子はその分子を含めている国家に対して所有権を主張できる統治の主体となることはできない。だから、統治の主体と統治の客体に分けて君主主権論を主張するならば、第一条の大日本帝国を中世の物格である国土と人民という二つの要素から成り立つものとしなければならない。それなのに、国家を人格があるものと見なし、統治権の本体とするならば、第一条の大日本帝国は三つの要素がある主権の本体であり、以下のように解釈しなければならない。つまり、「統治権の本体である近代国家の大日本帝国は、統治権を万世一系の天皇によって行使する。」と。

それだけではない。天皇を統治の主体としながら、大日本帝国を三つの要素がある近代国家とするならば、第一条は添削され、「一国家ニ非サル大日本ノ国土及ヒ人民ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」<sup>36</sup>と書き替えられなければならない。なぜならば、三つの要素からなる近代思想の国家観をとっているのなら、大日本帝国中に博士らのいわゆる統治者である天皇も含めているということであるから、これを主体と客体に分け、天皇を統治の主体とするのは三つの要素の一つを国家の外に置くものだからである。そうすると、憲法の明示した大日本帝国は統一国家ではなく、単に国家の二つの要素である国土及び人民だけから成立しているということになってしまう。つまり、国家を統治者も含めた三つの要素からなるものとするならば、さらに統治者である天皇が統治者を含めた大日本帝国を統治するというのは理解できないこととなろう。憲法第一条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある帝国も、天皇も、ともに統治すると言われ、統治されると言われるにもかかわらず、統治の要素を各々持つことになる<sup>37</sup>。要約すれば、穂積博士及び他の全ての君主主

<sup>36</sup> ここも原文ではひらがなで書かれているが、大日本帝国憲法に合わせてカタカナにした。

<sup>37</sup> この一文は、意味が不明確である。中世のような天皇観と近代国家の理論を混ぜると、国家と天皇とが統治の主体であり、客体であることになってしまい、矛盾が生じるということであろう。

権論者は、ディレンマに陥っているのだ。つまり、ザイデルの定義のように、国家とは土地及び人民の二つの要素からなるという中世の国家観をとるか、国家を三つの要素からなるとする近代思想を採用しながら、統治の一要素を万世一系の天皇が持つと考え、憲法第一条の大日本帝国とは国家ではなく、国土及び人民のことだと添削するかというディレンマに<sup>38</sup>。

しかしながら、こうしたディレンマは穂積博士だけに対しては効果のないものである。なぜならば、博士が「主観的に見れば、国家とは主権の本体である」と言っていることは、三つの要素からなる国家である大日本帝国のことを指すものではなく、いわゆる一要素のある部分——つまり天皇——を指すものだからである。つまり、憲法第一条の大日本帝国と明示された国家を統治権の本体とせず、万世一系の天皇を統治権の本体であるとしているのである。したがって、天皇を国家であると命名しているものだから、穂積博士の主張は特殊なのである。

しかしながら、こうした混乱した文字の使用は、思想を秩序正しく配列する方法であるという定義の目的に反する。それだけでなく、思想の根底から混乱させるものであるから、むやみに法律学をかき乱すにすぎない。近代国家の産物である憲法において「帝国」とあるならば、博士らが定義するように、三つの要素からなる近代思想でいう統一国家のことであり、「万世一系ノ天皇」とあるならば、それも等しく断絶していない皇統の天皇のことである。それなのに博士のように、国家主権論の国家観である「国家とは、主権的に見れば統治権の主体である」と主張し、したがってその主体である天皇を好き勝手に国家であると命名するならば、日露戦争は国家の戦争ではなく、天皇一人によって行われた戦争ということになり、六万の死者を出した者は万世一系の天皇であると論じなければならなくなる。

こうした方法で文字を使用するため、今の国家主権論者も博士を、優れた知恵の衰えないう人<sup>39</sup>として優遇する他なかった。我々が今日国家という思想を各々の国語によって口から耳に送る時、その思想が必ず一定の領土の上で政治的団結をなす人類社会であるという近代思想の国家観であることは言うまでもない。それなのに——国家と言う時アメリカ人が議会を思い出し、フランス人が選挙人を考え浮べないように——、まして我々が大日本帝国と言う時、博士のように皇位もしくは天皇を想起するようなことがあるか。

もし博士のように皇位が国家であると言うならば、あるいは高御座<sup>たかみくら</sup><sup>40</sup>というものの上に田畑や牛馬があったり、人民が往来したり、種々の建築物があっても不思議ではないし、イ

<sup>38</sup> 以上のことを要約しておこう。北によると、穂積らの思想には近代思想も入っているので、天皇は絶対的ながらも一応国家の中にも含まれ、天皇観が中世のような天皇とは微妙に違う。そのため、天皇主権説は中世の天皇に見られる「絶対性」を強調しながら、近代君主概念で接ぎ木をしたものなのである。北は、中世の君主と近代の君主では、国家の外に立つかそうでないか決定的な違いがあり、互いに両立し得ないものだと見ている。故に、穂積説は首尾一貫していないと批判しているのである。

<sup>39</sup> 原文では、「上智の移らざる者」となっている。意味がとりにくいが、『論語』に「上智と下愚とは移らず」という言葉があり、それは「最上の知者と最下の愚者とはいかに修養しても入れ替わらない」という意味である。そこから類推して意味をとった。

<sup>40</sup> 原文では「高御倉」となっているが、「高御座」の誤りだろう。「高御座」とは天皇の位のこと。

タリアの王位は長靴<sup>41</sup>と同じで、日本の皇位は千マイルにわたる龍と同じだと考える小学生もないわけではなかろう。また、もし博士のように天皇が国家であると言うならば、国家に美男子もいるだろうし、とても長芋に似た顔つきの者もいると言えるし、国家が鼻を垂らしている時代もあり、頭が次第にはげる国家もあると言うようになるだろう。ドイツという国家は愚を極めた髭を持ち、おごりに満ちた演説をし、イギリスという国家は一人の女性と結婚して接吻することがあるだろう。君主が傷つく時には国家が痛いと呼び、君主が散歩する時には国家は散歩し、また君主が他国に漫遊する時には国家は地球の上を移動し、他の国家と衝突<sup>42</sup>し、他の国家の表面を滑っていくだろう。そして、「治療の時に君主の足を切断すれば、それは国家が足を失うということだ。」と言ったフレデリック三世<sup>43</sup>の言葉は、穂積博士の憲法学において忘れず引用しなければならない権威となろう。

特に、権威中の権威である「朕は国家なり」と言ったルイ十四世の言葉を証明するため、博士はラテン語の古書より博引傍証し、ルイ十四世の森蘭丸<sup>44</sup>に相当する側近が国家の脱糞に付き従い、国家の放屁を数えた功績により、懐に入れておく護身用の短剣を賜わったというような事実を指示しなければならない。医学者が、胃を主観的に見れば心臓だと言ったり、客観的に見れば膀胱だと名付けられると言ったりするような様は理解できないだろう。それと同じく、主観的とか、客観的とかいう言葉は、博士のように全く異なったものに使用すべきものではない。

主観的に見た国家と客観的に見た天皇が同じとは、何と混乱したものだろう。——国家を主観的に見れば統治権の主体であるという言葉は、国家が主権の本体であることを主観的に指示した国家主権論である。客観的な天皇を主権の本体であると主張する君主主権論者に採用させ、天皇を国家であると命名させるためにある言葉ではないのだ<sup>45</sup>。

## 9-7 穂積博士の主権論の破綻

しかしながら、本来穂積博士は主権の本体を皇位であるとしている者である。そして全ての国家主権論者及び君主主権論者のある者——例えば京都帝国大学教授の法学博士井上密氏<sup>46</sup>など——によって、皇位とは国家の制度であると十分打破して尽くされて、今日は天皇の肉体そのものに統治権があると主張しているようである。この点を国家主権論者は捉え、「それならば、天皇の死とともに国家は滅亡してしまうのではないか。」と論駁するのに

41 「ブーツに似たイタリア半島そのものが王位だということになる」という意味である。ちなみに、原文では「王位」ではなく「皇位」をあてているが、イタリアは国王がいたので「王位」に変更した。

42 原文では「衝突」となっていて、[ママ]と注記されている。このような熟語はなく、意味は分かりにくい、「撞」と「突」は同じく「つく」という意味なので、「ぶつかる」という意味で使っているのだろう。

43 プロイセン王国のフリードリヒ＝ヴィルヘルム三世（在位一七九七～一八四〇）のことだろうか。詳しくはわからない。

44 「森蘭丸」とは、信長の側近であった武士のこと。

45 分かりにくいので、補足しておく。「統治権の主体」とは、国家を主観的に評価したものであるとしている。「客観的に見た天皇」とは、穂積らの言う「万世一系の思想に基づく絶対性」のことを指すのであろう。また、主観と客観は互いに相容れないものだから、異なるものに使うべきではないとも言っている。要するに北は、天皇主権説が相容れないはずの主観的評価と客観的評価を混ぜて、主張の正当化を図っている点に論理矛盾があると言いたいのであろう。

46 明治期の憲法学者。京都法政学校（現在の立命館大学）で教鞭をとった他、京都帝国大学で憲法を講じていた。

対して、穂積博士は非常に巧妙に答弁する。彼は言う。「天皇は死ぬ存在ではない。万世一系によって連続と延長してきた天照大神そのものの生命のことである。」と。

生命の延長というものに科学的意義を持たせて主張し、それによって国家主権論者の非難をすり抜けたことは非常に巧妙である。個体は延長するもので永久に死なない。天照大神の生命は万世一系であり、永久に死なないもので、現に今日も生きているものである(『生物進化論と社会哲学』において個体の延長を論じた所を見よ)。だから、我々はいわゆる天照大神に博士の言う主権というものがあつたのか否かは問わない。

仮に今日の天皇そのものに博士の言う主権が存在するとするならば、皇統が万世一系であるうちは、主権は断絶しないのだろう。したがって、博士のいわゆる国家が死滅するものでないことは十分に認識できる。しかしながら、個体は無限に延長するとともに、無数の繁殖もする。これは博士らにとってゆゆしき問題である。法皇、上皇、天皇と個体が繁殖によって増え、しかもそれらがことごとく生きているうちは、各々に完全な統治権の主体が三個存在し、対立し合うことになってしまう。そして崩御するや否や、各々その肉体に統治権を抱き、墓場に運び去ってしまうことになるだろう。そして博士が統治権の主体は天皇であり、それが国家であるということになるから、当時の日本国は三つの国家であつたのだろう。また、あの遠島に流罪に処された天皇<sup>47</sup>も統治権の主体であり、国家であることになるから、国家は配流されて死んだことになる。そしてあの出家した天皇は、統治権の主体を法衣で包んで寺院に入り、坊主頭をした大日本帝国として木魚を叩き、念仏を唱えているのだという理屈になろう。

穂積博士は、その通りだと言わなければならない。なぜならば、博士のいわゆる生命の延長というものは、皇位主権説<sup>48</sup>を維持することが困難であることから発見された逃げ道であつて、天皇が皇位を降りたということによって統治権の主体ではなくなると論じられないからである。そしてまた、天皇の生命が長男によって延長されるか、第二、第三の皇子らによって延長されるかはわからないから、皇太子の生命だけに統治権が伝わり、他の皇太子に伝わらないとすると、皇太子が廃位されたり、若くして死んだりした時、統治権を延長された生命がなくなって天皇がいなくなり、統治権の本体が消滅し、その結果国家が消滅してしまう。そのため、全ての皇子に統治権が肉体の一部として延長されなければならない。だから、景行天皇<sup>49</sup>は七十二人の皇子を産ませたから、七十二の統治権の主体があつて、生命が延長された国家があることになる。したがって、その七十二人の皇子が地方に土着し、土豪となり、英雄となって栄えたり、衰えたりしながら、後の封建貴族となつた者は、皆天皇の統治権が延長され、繁殖した者と見なされることになる。

---

<sup>47</sup> 崇徳天皇、後鳥羽天皇、順徳天皇、土御門天皇、後醍醐天皇らがそれにあたる。ちなみに、北の出身地である佐渡には順徳天皇が流されている。

<sup>48</sup> 原文では「皇位説」だが、これだけでは意味がわかりにくいので、「主権」の語を補った。穂積も、皇位に主権があると述べている(『憲政大意』[日本評論社・一九三五]一一九頁以下では、皇位に主権があるという説を否定する学説を論駁している)。

<sup>49</sup> 記紀伝承上の天皇で、十二代目の天皇。日本武尊の父親にあたる。『古事記』および『日本書紀』には、全部で八〇人いたと記されている。そのうち、七十数人は、地方に派遣されたという。



穂積博士はその通りだと答えなければならない。なぜならば、もしこれを否定するならば、皇室以外の者——例えば敏達天皇の皇后で、蘇我稲目の産ませた推古天皇<sup>50</sup>の統治権などは、推古天皇が天皇家から延長された生命ではなく、稲目の生命の延長であるから、蘇我氏の祖先武内宿禰<sup>51</sup>に生命を延長した孝元天皇の統治権によって説明しなければならないのだ。今日以後においても直系がない時は傍系の者に継承させると皇室典範に規定されており、特に今日までの「万世一系」とは決して固く直系を維持した幅の狭いものではない。無数の傍系から傍系の間を飛んで<sup>52</sup>継承してきた非常に幅の広いものであるから、天皇の兄弟にも、天皇の甥、姪にも、さらにその兄弟の兄弟にも、甥、姪の甥、姪にも、生命とともに統治権は伝わってきた。したがって、田舎に隠れていた継体天皇<sup>53</sup>、源氏に下った光孝天皇<sup>54</sup>にも統治権が生命とともに延長されて繁殖した。それと同じように、清和天皇の末裔である源氏、桓武天皇の末裔である平氏は、決して博士らが考えるような国を乱す者ではない。天皇の生命の延長を受けた正統な統治者であると論じなければならない。ついには博士らのいわゆる天照大神から分かれたという君臣一家論というものにより、四千五百万人の日本国民は皆天照大神の生命が死なずに延長された者となるから、日本国民は皆主権の本体であると論じなければならない。——これこそ民主主義ではないか。「同じ民族は民主主義に至る」というものではないか（こうした推理は、決して博士を侮辱してもてあそぶためにするのではない。後の歴史解釈において血統をたどり、政治権力の萌芽が歴史的に拡張することを論じた所と対照させて見よ）。

そうであるならば、博士といえども「そうだそうだ」と返答して、こうした推論の後に続き、民主主義の世界にまで誘われることはなく、したがってある所に停止しなければならない。つまり、天照大神の生命が繁殖し、延長した者のうち、特に天皇の位に就いた者だけが統治者であると限定するということである。しかしながら、これは天皇の肉体に統治権があると言っている主張を捨て、先に逃げた皇位に統治権があるという説に再び逃げ帰るものである。そして皇位主権説が国家主権論者の論駁によって維持できないことは、博士自身がこれを捨てたことからわかる。彼は言う。「皇位とは国家の制度であって、この国家の制度によって皇位に就いた時、初めて統治権を行使できる。この皇位に就く権利は、さらに国家の制度によって限られた系統の者が持つ権利となり、皇位に就いて行う権利は、国家が国家の目的と利益のために行う国家の権利である。」と。

それだけではない。もし穂積博士のように、統治権は天皇そのものにあり、個体の延長というものによって永久に死なないと言うならば、敢えて万世一系の我が国だけに限らず、

---

<sup>50</sup> 蘇我稲目は、欽明天皇の時代の大臣で、物部御輿と仏教の導入をめぐって対立した。推古天皇は、その蘇我稲目の孫にあたる（本文の書き方だと娘のように見えるが、そうではない）。

<sup>51</sup> 武内宿禰は、原文では「竹内宿禰」になっているが、現在では「武内」と表記するので、そちらにした。武内宿禰は、大和朝廷の初期に活躍したとされる人物。孝元天皇（第八代）の曾孫（孫との説もある）にあたる。

<sup>52</sup> 原文では「透選」となっているが、意味が解しがたいので、意識した（『北一輝思想集成』では、「斜め」の意味かと注記している）。

<sup>53</sup> 継体天皇は第二六代目の天皇とされる。武烈天皇の後、越前から大伴金村に迎え入れられて即位した。

<sup>54</sup> よくわからない。光孝天皇が源氏に下っていたとの話は聞かない。宇多天皇には源氏に下っていた時期があるので、宇多天皇の誤りであろう。

三代で滅びた王朝も三代の間は統治権を生命とともに延長させていたと言えるのである。イギリス、ドイツといえども子孫が断絶しないうちは皇位が統治の主体であるのだから、天皇が国家となるように、生涯力を注いで、「万国に比類のない国体を論じるのだ」とか、「日本の歴史によって定められた憲法を論じるのだ」とか、「比較、類推などは無用だ」とか論じる必要はないのだ<sup>55</sup>。

そもそも、万世一系の一言のせいで一切の判断を誤り、日本国だけが特殊な国家学と歴史哲学によって支配されると考えることが誤謬の根底をなしているのだ。言うまでもなく人種や民族を異にすることは特殊な環境による特殊な変異であり、人種、民族を異にした国民がそれぞれ特殊な政治的形式を持ち、進化の程度と方向を異にしていることは言うまでもないことである。しかし、あたかも鎖国時代に人種、民族を異にする者は人類ではないと考えたように、少し特殊な政治的形式だというだけで、日本国だけは他の諸国のような国体の歴史的進化をしないかのように考えるのは、まさに未開も極まる国家観である。依然として尊王攘夷論の口ぶりで憲法の緒論から結論までを一貫させようとするとは、非常に恥ずべき知識を持った国民である。

だから、全ての君主主権論者は、その国家観が社会の進歩に従った近代思想であるにもかかわらず、今なお万世一系の一言があるため、国家主権論の根本思想の上に君主主権論を築いている。そして特に、その代表的学者たる穂積博士などは、天皇も、皇位も、国家も一切を無差別に混同するようになっているのだ。憲法第一条を博士の思想によって組織して見よ。まさに以下のような奇怪を極めたものとなるだろう。「国家ではない大日本の国土及び人民（そうでなければ人格のない国土及び人民という二つの要素からなる中世的な大日本帝国）は、君主の利益と目的のために存在する私有地と奴隷である。万世一系の大日本帝国がこれを統治する。皇位あるいは天皇は大日本帝国である。」と。

今の全ての君主主権論者は、採用している近代思想を捨てて中世の国家観に改めるか、そうでなければ憲法第一条から添削するかのいずれかでなければならない。

しかしながら誤解してはいけない。我々は、決して憲法学の学理を法令の文字によって定めるものと考え、こうしたディレンマを設けるのではない。だから、今の全ての君主主権論者が憲法第一条に「大日本帝国」とある文言を添削し、「国家ではないただ単なる土地と国民」と改めるのも、もちろん学者の自由の範囲である。なぜならば、いかなる憲法も、決して法令の文字そのままだけで解釈できるものではなく、憲法の解釈とはその根本思想とそれを表現する多くの法文を円滑に考察することを通じて法令の文字の意味を決定することだからである。だから、「万世一系ノ天皇」とあるのを、穂積博士が「万世一系ノ大日本帝国」と解釈することも自由なのである。それと同じく、また氏を除く今の全ての憲法学者が、「天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラス」とある神聖な文字を、歴史的に踏襲されてきた

---

<sup>55</sup> 要するに、穂積らの主張することは日本だけにあてはまるものではなく、イギリスやドイツにもあてはまってしまふということである。だから、穂積らの力の注ぎ方は変だと言いたいのである。

意味のないもの<sup>56</sup>として捨てているように、我々もまた学理研究の自由によって憲法第四条について大いに論議しなければならない。つまり、天皇は国の元首であり、統治権を総攬し、憲法の条規によって統治権を行使するとされている条文<sup>57</sup>である。

### 9-8 元首の意義

問題は「国ノ元首」の一語に集まる。もし「国ノ元首」という語が「神聖」という文字のように、単に歴史的に踏襲されてきたことの痕跡ならば、学者は注意を払わずに過ぎ去ってよい。なぜならば、それはあたかも第一条が「桜の花が咲き乱れる大日本帝国は、叡聖文武である万世一系の天皇が統治する」と書き表されていても、「桜の花が咲き乱れる」とか、「叡聖文武」とかいうようなものは、法律学にとっては意義がないというのと同じだからである。桜の花がなければ帝国としての要素が欠け、叡聖文武でなければ皇位に就く資格がないという性質のものではないから、法律学者としてこれを削除しようとするのは当然である。「国ノ元首」とはこのような意味のものにすぎないのだろうか。我々はこう信じるものである。

それなのに、今日の日本における憲法学者の全ては、この一語を思想の中心として議論を組織している。穂積博士などがこれをとって権威とするのはもちろん、同じ君主主権論者である井上博士などは「国家意識<sup>58</sup>の宿る所である」とし、この文言を日本の国体を定め、主権が天皇にあることの唯一の論拠であるとする。そして他の国家主権論者という者であっても、「国ノ元首」との文言があるために天皇が国家の最高機関であると論じる。穂積博士と対抗して国家主権論の頭目である東京帝国大学教授の法学博士一木喜徳郎氏<sup>59</sup>などは、これを政体の分類の基礎とし、国家は主権の本体であり、日本の政体は君主政体であると論じる。まさに、「国ノ元首」という一語は、今の憲法学者にとって思想の根本となるものなのだ。

しかしながら、問題は「国ノ元首」という一言の字義を論争することではない。いっそう深く国家に元首がいるのか否かを疑わなければならない。国家に元首がいるのか。そしてその元首はいかなるものなのか。この点において、我々は井上博士が国家有機体説を採用して、議論の基礎としている<sup>60</sup>ことに賛同はできない。もちろん我々は国家有機体説を主

<sup>56</sup> 原文では「歴史的踏襲」なっていて、[ママ]と注記されている。著作集二六六頁には「歴史的踏襲」とあるので、「踏襲」は「踏襲」のことであろう。ただし「歴史的踏襲」と解しても、意味がとりにくい。思うに、「歴史的踏襲の意味なき者」とは、「歴史的に踏襲されてきた天皇の性格を表すもので、法規的意味がないもの」ということであろう。

<sup>57</sup> 帝国憲法第四条は、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」となっている。

<sup>58</sup> 原文では「国家神識」となっている。後の箇所（著作集二四三頁八行目）には、「国家意識を以て国の元首に宿る」という表現がある。両者に食い違いが見られる（なお、北吟吉は、帝国憲法改正委員会（昭和二年七月一日）において、井上密は元首を「国家神意識の宿る所」と解釈していたと発言している）。なお、空海の『三教指帰』にも「神識」という語があるが、現代語訳では「こころ」とルビが振られている（加藤純隆・加藤精一訳『三教指帰』〔角川文庫・二〇〇七〕八五頁）。このことから考えると、「神識＝意識」とみて差し支えないようであり、「意識」と訳しておく。

<sup>59</sup> 一木喜徳郎は穂積と同時代の憲法学者。天皇機関説の創始者である。ただ、一木の機関説は、天皇権力を制限する方向性を持つものではないらしく、機関説にそういう方向性を持たせるのは美濃部達吉である。

<sup>60</sup> 要するに、井上の言う、「国家神識〔意識〕の宿る所」というのは、国家の頭脳に相当するということを言いたいのであろう。

張する者である。しかしながら、今日の我々が主張する国家有機体説と、井上博士の「国ノ元首」という語が用いられた時代の国家有機体説を同一視することがあれば、それはまさしくアラビア僧侶<sup>61</sup>の錬金術と十九世紀後の化学を混同するようなものである。

我々が『生物進化論と社会哲学』において述べたように、国家とは空間を隔てた人類を分子とする大きな個体である。つまり、個体それ自身の目的を持って生存し、進化している有機体である。この今日唱えられている真正な国家有機体説は、「国ノ元首」という文字が用いられた時代においては全く発見されない真理である。かつての国家有機体説は、あのフランス革命の頃まで唱えられていた偏局的個人主義の帰結——国家あるいは社会を人為的に作られた物のように完全に機械視した独断——に対する反動としての他の独断——つまり、単に国家は機械的なものではなく、生命のあるものであると言うため、国家を一個の生物に比較し、それによって国家有機体説と名付けたもの——にすぎないのだ。そしてこの比喩は、子供の戯れと同じくらいもてあそばれた。例えば、「領土は骨格であり、人民は筋肉である」と言い、「郵便、電信は神経系統であり、動脈、静脈などには鉄道、船舶が該当する」と言い、「軍人は爪や牙のようなもので、音楽家、演説家は舌のようなものである」と言うのである<sup>62</sup>。

この比喩的な国家有機体説が喜ばれたのは、頭、首になぞらえられた皇帝や政府であって、手足になぞらえられた労働者階級こそ最も不幸な存在であった。しかしながら、偏局的個人主義の機械的な国家観が独断であることはもちろんであるが、それとともにこうした独断的な比喩が——たとえ個人主義的な国家観への反動であったとしても——学界に存在してよいものでないことは言うまでもない。国家有機体説を今日真理として唱えず、こうした首、足、胴、腹がある一匹の生物という比喩を使うならば、演説家が軍人になるのは舌が爪に一変することであり、手足である労働者階級が元首であるルイ十六世の首をはねたようなことは、自らの手で自らの首をとりながら、かえって活発に生きているということであり、奇怪極まる生物であると言わなければならない。もっとも、外国の無用な君主らはぜいたくを極めた生活をし、一年に三千万円、五千万ドルという宮廷費を浪費しているから、自己の手足を食べるタコになぞらえても大いに的を射ているといえる。しかし、こう解釈すると天皇をタコ坊主だと推論するようになってしまい、井上博士は外国についてはこう主張できるが、日本の法律はそれを許容していないのである（現在の日本の天皇を諸外国の君主らと同一視してはいけないことは後に説く所を見よ）。

ある者は、今日の国家は陸海軍で外部を警護しているから、ホッブスのリヴァイアサンになぞらえようか。確かに、ワニのような表皮<sup>63</sup>は似ているとも言えるが、ドイツのワニの元首にカイゼル髭があるというのもまた奇怪な生物である。馬になぞらえるならば、国家に尾はないと言うことになるし、牛になぞらえるならば、天皇に角があると論じなければ

61 「アラビア僧侶」とは、イスラム教の学者のことである。

62 ハーバード・スペンサーの社会有機体説では、実際にこのような例えが用いられている。

63 原文では「甲殻」であるが、ホッブズの使った「リヴァイアサン」は、旧約聖書に登場する巨大な海の怪物であるから、表面に甲殻があるとするのは妙である。よって「表皮」に改めた。

ならないことになる。我々は、「国ノ元首」という一語を中心として、ある者は君主主権論を唱え、ある者は国家機関論を唱える今の全ての憲法学者に反省を求めなければならないのだ。

国家はどんな動物に例えればよいのか。国家の元首をどんな動物の頭と比較すべきなのか。日本の憲法は伊藤博文氏によって起草されたが、伊藤氏はシュタイン<sup>64</sup>の業績を真似ただけで創意工夫もなしに帰国したから、シュタインの言ったように、国家は高等な人類であると言うのだろうか<sup>65</sup>。しかしながら、ルイ十六世は断頭台で首を切られ、高等な人類の頭だけになってしまったが、日本の天皇においては、決して人類の首というだけではなく、少しも欠損のない完全な一人類ではないか<sup>66</sup>。比喩的な国家有機体説を極度まで考え抜いた者はブルンチュリ<sup>67</sup>であって、教会を女性に、国家を男性になぞらえた。今の憲法学者が「国ノ元首」という語を捨てないならば、それは比喩的な国家有機体説を是認するものである。そして元首がいる生物にアメーバのような無性生殖をする者はいないから、ブルンチュリのように、必ず国家に何らかの性別があると定めなければならない。

さて尋ねよう。日本国という生物は男性か、女性か。ブルンチュリに従えば、男性であると答えるだろう。それならば、オランダはどうなのか。男性の国家に女性の元首がいるではないか。そしてさらに見よ。イギリスという男性の国家では、かつてヴィクトリアという女性の元首が就き、今日現国王<sup>68</sup>の即位によって男性の頭へと変わった。そうすると、イギリスは非常に奇怪な生物だということになる。そしてこうした生物は、いかに高等であったとしても、人類種族の中には見出せない怪物である。同じように考えて日本の歴史を顧みた時、日本もこうした奇怪な生物であることを免れないのではないか。そうであるならば、国家は牛馬ではなく、ワニでもなく、有性生物でもなく、高等な人類でもない。「国ノ元首」とは人類の頭ではなく、髭のあるワニの顔でもなく、またタコ坊主でもない。つまり、何者でもない国の元首は、何も意味しない存在であって、意義のないものとして捨て去るべき文字なのだ。今の憲法学者が「神聖」という文字を歴史的に踏襲されてきた形容詞として取り扱いながら、同じく無意味になった独断的比喩の痕跡である「国ノ元首」という文字を殊更に重大視し、論議の焦点としていることは、全く理由のないことである。

特に、こうした文字は学理の性質を持ったものである。そして国家は外部的生活を規定するものであり、思想の内部にまで立ち入らないことを近代国家の原則としているのであ

---

64 シュタインは、ドイツの法学者。原文では「スタイン」だが、現在主流となっている呼び名に改めた。

65 原文では「若し日本の憲法が伊藤博文氏によりて起草せられ伊藤氏はスタインの糟粕<sup>そうはく</sup>を嘗めて帰朝せしがゆゑに、スタインの謂へる如く国家は高等なる人類なりと云ふか。」となっている。「もし」で始めているが、「ならば、…」という形で結んでいないため、文章がねじれている。「もし」という語は、不要であろう。

66 原文では「而しながらルイ十六世は断頭台に元首を断たれて其高等なる人類の頭となりしと雖も、日本の天皇に於ては、決して人類の元首のみならずして些の欠損なき完全なる一人類にあらずや。」となっている。文意が判然としない。

67 ブルンチュリは、ドイツの公法学者。国家有機体説を提唱し、自由主義者であったが、彼の学説は加藤弘之らによって支持され、明治政府の理論的支柱となった。他方で、ジャーナリストであった陸羯南にも影響を与えており（陸の議論は、憲法学者佐々木惣一に影響を与えた）、本来の自由主義の側面でも影響があったようである。

68 原文では「現皇帝」となっているが、イギリスについては通常国王を使うので、「国王」に改めた。ちなみに、当時のイギリス国王はエドワード七世である。

る。つまり、法律や命令で医学上の真理、化学上の法則を制定することは国家のしないことであるように、憲法の条文の解釈にあたって、国家学の古い学説である比喩的な国家有機体説を強制することは大日本帝国の試みないことである。ただ、憲法制定の当時に勢力のあったとある思想がたまたま条文上に痕跡を残したにすぎない。だから例えば、「大日本帝国は三角形の地球であり、この憲法の条文によって月の周りを公転する」との規定があるろうと、天文学者に強制力を持たないのと同じで、憲法学者はこうした国家学上の学理的性質を持つ文字の外に独立し、自由に思考することができるのだ。

### 9-9 帝国憲法における「最高機関」は何か

我々は、こうした主張によって天皇は国の元首ではないと信じているのだ。そしてさらに憲法の精神と他の条文にてらし、天皇は統治権を総攬する者ではないと主張しようと思うのである。この主張は、我々に今の全ての国家主権論者が行う政体の分類を絶対的に排斥させる。

今の国家主権論者は最高機関によって政体を分類し、政体を君主政体と共和政体の二つに分ける。しかしながら、このように分類しては、今の立憲君主政体を正当に評価できないことは言うまでもない。最高機関というものが最も高い権限を持つ機関というものであるならば、近代国家の立憲君主政体と名付けられるものは、君主と議会の合体した一団が最も高い権限を持つ最高機関である。それは君主政体でなければ、共和政体でもない。立憲君主政体は彼らが行う二つの分類の中に入るものではなく、政体は厳格な三つの分類に改めるべきなのだ。——これは、我々が力を極めて主張しようと思う所である。

憲法の条文を見よ。第五条に「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」<sup>69</sup>とある。第七十三条に「将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ」とある。我々はこれらの明白な明文が目の前にあるにもかかわらず、階級国家時代の思想で君主と議会が直接的で契約的な対立関係にあるかのように解釈し、好き勝手な解釈を戦わせていることに驚く。問題は「最高機関」の意義を定めて解釈することで解決される。今の憲法学者は、社会契約説時代の階級的國家を否認しながら、なお今日の君主と国民を権利義務において直接対立しているものとする。それと同じように、彼らが最高機関を天皇一人だけであると断定するのは、おそらく彼らが維持できない誤謬として捨て去ったモンテスキューの三権分立論に未だ頭脳を虜にされているためではないか。

もちろん、彼らは三つの機関がはっきりと独立していると言ったモンテスキューの三権分立論のように、君主を単に行政の長官とだけ見るようなことはない。しかし、君主とか、議会とかいうものを一個の独立した機関と考えなければ、このような君主を完全な最高機関と断定する理由はないのである。もちろん、日本における天皇は行政の長官であり、ま

<sup>69</sup> 原文では「天皇は帝国議会の協賛を経て立法権を行ふ」となっているが、引用を誤っている。正確には「経て」ではなく、「以て」である。

た陸海軍を統率する時には、それぞれの機関となることは明白である。なぜならば、一個の機関は区切りのある活動をして初めて完全な一個の機関であることができ、天皇が行政の長官であり、あるいは陸海軍を統率する時に完全な区切りのある活動をしているからである。

しかしながら、日本においてはアメリカ合衆国のように、三つの機関がはっきりと独立しておらず、天皇は行政の長官として完全な機関であるが、議会は議会だけで完全な立法機関ではない。天皇とともに立法機関を組織する要素である。だから、議会が単に要素であるにすぎず、完全な機関ではないように、同じく立法機関の要素である天皇が統治権を総攬して完全な立法機関となり得るものではないことは言うまでもない。すなわち、立法機関は天皇と議会とによって組織されて、初めて一機関として区切りのある活動をすることができる。憲法第四条の天皇は、帝国議会の協賛を経て立法権を行うものであり、議会の協賛がない時は立法機関の要素を欠くので、天皇は立法権を行う立法機関となることができないのである。それなのにある学者は、議会は法律を決定し、天皇はこれを命令する者であるから、議会は単に背後の機関であるにすぎないと論じる。

もちろん、立法機関を組織する要素である議会は、法律の命令権を持っていないから、立法機関でないことは明白である<sup>70</sup>。けれど、内容が定まらない間は法律を命令できない天皇もまた等しく立法機関ではない。そもそも、法律を内容と強制に分けるようなことは、無意味な学者のこしらえもののひどい例である。強制力がなく、内容だけが決定されただけのものは法律ではない。内容が決定されていない、つまりゼロを強制するものは法律ではない。内容がゼロであるものを命令する権限がある立法機関とは、命令するものを何も持たない立法機関ということであって、それはつまり立法機関ではないということに帰着する。

また、別のある学者は言う。「国家の最高機関とは天皇であり、議会はそれに次ぐ機関である。」と。そしてそのある学者は、そう解釈する理由を議会の成立についてひとえに天皇の命令を仰がねばならないということに求める。しかしながらこれは、あたかも議長の開会の辞があつて討議が開催されるのを見て、議長だけが帝国議会であつて他の議員は付け加えのものにすぎないとするような一般人の道理のない解釈である。天皇は一年以内に議会を招集する義務を負担し、帝国議会とともに立法機関を組織する者である。そして「最高機関」とは、最高の権限を持っている機関のことで、それはつまり憲法改正の権限を持っている機関のことである<sup>71</sup>。他の諸国においては、憲法改正を行う機関は通常の立法機関

---

<sup>70</sup> ここでの「命令権」は、「執行権」とは異なるようである。「命令権」というのは、法律を国民に対して発することを意味するものと思われる。おそらく、この言い回しは、法を「主権者の命令」と捉えるジョン・オースティン（イギリスの法学者）の学説の影響であろう。当時、東京大学で教鞭をとっていたテリー（Henry Taylor Terry）は、オースティン学派に属していたため、日本の法学界にオースティンの学説の影響を与えていた。北は、このことを裏から見て、「法を命令として発する資格を持つこと」を主権者の条件と考えていたのではないかと推察する。

<sup>71</sup> この憲法改正権の所在を根拠にして、主権の所在を探るアプローチは、憲法制定権力を持つ者を主権者とする見解（憲法制定権力説）に近い。憲法制定権力説は、もとはフランス革命期の思想家シエースが、『第三身分とは何か』で主張した考え方であるが、この説がドイツで盛んに論じられるようになったのは、第一次大戦後である。そう考えると、北の考え方は非常に先進的なものであったと言える。

以外で組織される所があるが、日本においては単に指定された手続があるだけで、通常の立法機関において行う。そして通常の立法手続きが天皇と議会が共同することによって初めて立法行為が完全になるように、憲法改正の発案権を持つ天皇と三分の二の出席議員による三分の二の多数で協賛する議会がいて初めて憲法改正という最高の立法ができる<sup>72</sup>。つまり、天皇と帝国議会が憲法を改正できる最高機関なのである。

だから、もしこの国家の意志が表白される機関を主権者と呼び、統治者と名付けるならば、天皇は主権者<sup>73</sup>ではなく、議会も統治者ではない。それらの要素が合体した機関が主権者であり、統治者であると言うべきである。さてそうであるならば、今日多く存在するいわゆる立憲君主政体というものは、今の学者が分類しているように、政体の二類型における君主政体が形を変えたものと評価されるべきではない。むしろ、平等な多数者と一人の特権者を統治者とする民主的政体なのである。つまり、最高機関が一人で組織されるものだと考える国家機関論者などは、君主主権論が少々変色したものにすぎないのだ。特に、著しく卓越した国家機関論者の一人である法学博士美濃部達吉氏<sup>74</sup>などが、「君主は統治権を総攬する者ではない」と断言しながら、立憲国家の君主を依然として一人で組織する最高機関とするというのは矛盾も明らかである。イギリスの国体を君主国体と名付けるに至っては、理由がないことも甚だしい（今日の日本の政体が民主的政体であることは、後の歴史解釈において維新革命の本来の意義が平等主義の発展にあることを論じた所を見よ）。

我々は、美濃部博士が「天皇は統治権を総攬する者ではない」と断言したことに賛同する者である。なぜならば、天皇を統治権の総覧者とする見解は、「国ノ元首」という比喩的有機体説に立つ国家学の言葉から演繹された節があり、憲法にある他の全ての条文と矛盾し、憲法の本質と矛盾するものだからである。我々には、美濃部博士が明らかに今日の日本憲法が比喩的な国家有機体説<sup>75</sup>の痕跡を残していると考え、「統治権総攬」という文字を否定したか否かは想像できる根拠はない。しかし、国家有機体説を排すると言っていることから見れば、他の国家主権論者よりも一歩高い地位に立って論じたのだろうと信じたいと思う。

例えば一木博士は言う。「君主が主権の主体であるとする、諸般の関係を理解できない。君主は国家の最高機関であり、統治権の総覧者である。総覧者とは、統治権の主体ではなく、統治権を行う機関でもない。つまり、統治権の作用を支配する機関は、自ら自己の権限を伸縮させる権限をもっているのである。自己の権限を伸縮する権利がある者は、憲法を変更する権利を持つ者である。だから、統治権の総覧者とは、憲法を変更できる権限を

---

<sup>72</sup> 帝国憲法第七三条第二項は、「此ノ場合ニ於テ兩議員ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス」と規定されていた。

<sup>73</sup> 原文では「立権者」となっているが、「立権者」という言葉は存在しない。また、前半の「主権者」、「統治者」との対応関係がよくない。「主権者」の誤りであろう。

<sup>74</sup> 東大の憲法学者。天皇機関説をとったことでは、創始者の一木喜徳郎よりも有名である。一九三五年に右翼らからその学説を批判されたことは「天皇機関説事件」としてよく知られる。戦後の憲法学界を主導した宮沢俊義の師匠でもある。

<sup>75</sup> 原文では「比喩的有機説」となっているが、これまでの書き方からして、「比喩的有機体説」の誤りであろう。



持った国家の最高機関であるのだ。」と。つまり一木博士は、天皇は議会の協賛がなくても、好き勝手に憲法を改正、変更できる者であるかのように論じながら、総覧者を主権の主体でなければ、国家の機関でないとし、解釈できないものとしているのである。美濃部博士はこうした混雑した思想を持っていない<sup>76</sup>。

また、同じく国家主権論者の一人である副島義一氏<sup>77</sup>のようなこともしない。副島氏は以下のように論じる。「天皇は国家の中にある機関の中で最高の機関である。そうであるから、天皇の地位を国の元首とするのがまさしく適当である。天皇が統治権を総覧するというの、すなわち国の元首であることの実質的な理由を掲げたものなのである。天皇は国家の統治権を総覧するから、国家の統治権は皆天皇にある状態が続いてきた。天皇が自ら統治権を行い、あるいは他の機関を創設してそこに権限を与え、代行させる我が国においては、天皇が唯一の統治権の総覧者である。」と。しかし、これは比喩的な有機体説に基づいた国家学の上で、他の君主主権論者と文字の論争に励むものである。美濃部博士はこうした盲動にも走らない。

しかしながら、「天皇は統治権の総覧者ではない」ということは、天皇一人だけで最高機関を組織し、最高の立法である憲法の改正、変更をすることはできないという他の条文<sup>78</sup>と憲法の精神に基づいて断定されるべきものである。美濃部博士のように、日本の国体は最高機関を一人で組織する君主政体であると解釈してしまっただけでは、こうした断言の根拠がなくなってしまう、明らかに矛盾した思想となることは言うまでもない。全ての国家機関論者を今なお専制の深い霧の中でさまよわせ、美濃部博士などをこうした矛盾に陥らせているのは、彼らが国家の本質について不注意なままで来たからであろうと思う。

### 9-10 主権論はいかにあるべきか

我々は考えている。主権論の思想は、法律学の文字にだけで理解されるべきものではなく、その知識の基礎を国家学に求めなければならない。もちろん、憲法論は国家学ではない。主権の本質は国家学の問題であるが、主権の所在は憲法の明文と精神によるべきであり、特に国家の目的、理想を掲げて現行法を超越するような憲法解釈をするものでないことは言うまでもない。

しかし、現行の憲法そのものが制定当時の国家学によって影響されていることも明らかである。例えば、「国ノ元首」という言葉がフランス革命の反動が起こった時代の国家学に基づいており、したがって比喩的な国家有機体説によらなければ理解できないことなどは、

---

<sup>76</sup> 原文では「…総覧者を主体にもあらず機関にも非らずとして解すべからざる者とせるが如き混雑せる思想を有せず。」となっていて、「有せず」の横に「ママ」と注記している。しかし、なぜここで注記をしているのか理解できない。美濃部は天皇を万能な主権の主体とはしていないのだから、一木のように、「主体でもなく機関でもない」といった不可解な説明をしないのである。だから北は、美濃部が一木のような「混雑せる思想を有」しないとしたいのである。北の理屈は原文のままで十分通じている。むしろ、「ママ」と注記した者こそ、北の理屈を理解していない。

<sup>77</sup> 戦前の憲法学者の一人（一八六七—一九四七）。

<sup>78</sup> 帝国憲法第七十三条のこと。

その影響を示すものである<sup>79</sup>。そして主権とは、国家の本質論によらなければ理解できない思想である。だから、比喩的な国家有機体説を思想の基礎として今日の国家を解釈しようとして、「国ノ元首」という言葉を「国家意識の宿る所である」と断定している井上博士の態度は——その根拠が完全に消滅した仮説であるにもかかわらず——、まず国家の本質についてある信念を持ち、それから国家の基礎法である憲法の解釈に及んでいるものであり、思考の順序としては当を得たものである。あの穂積博士などが、国家を一つの家庭が膨脹して発達したものであるという、非常に古い国家学の上に蜃気楼のような神道的憲法論を建設していることも、もちろん問題にするに足りないものだが、研究の方法としては十分正当である。

それなのに、今の国家主権論者にはことごとくこうした態度がなく、研究の出発点と結末を逆転させてしまっている。一木博士が、国の元首を「主権の本体でなければ、機関でもない」という深遠すぎるものとする、専門家による実に専門家らしい不可解な解釈<sup>80</sup>に終始していることなどはその例である。また、美濃部博士が「法律学上の国家の解釈とは、現行の法律を矛盾なく解釈するにはどのように国家というものを考えるべきかということにある。」と極めてその場しのぎの様相を持った国家観を示していることなどもこの例である。「現行の法律」といった絶えず変動するものから国家の本質を導きだし、国家というものを単に現行法を矛盾のない状態にするために考えればよいという考えが、たとえ個人主義の機械的な国家観を捨て、比喩的な有機体説の独断を捨て、未だ思想の基礎とすべき国家学がないためにやむを得ない一時的なものであったとしても、その場しのぎを極めていることは覆いがたい事実である。特に、初めから矛盾、衝突を起こしながら発布され、また時代の進化によって当然矛盾、衝突を起こして存在する他ない人為的な現行法から、矛盾のない「国家」という法律学上の思想を抽象化しようというようなことは、全く奇蹟を試みようとするものである。

「神聖」と言う文字や、「国ノ元首」という文字などの現行憲法の条文をどんな方法によって矛盾なく解釈し、そしてこうした矛盾に満ちた条文からどんな国家の思想を導き出すのか。「神聖」という文字を本来の意味から推し及ぼせば、帝王神権説となるか、あるいは穂積博士のような高天原の国家が導き出されることになるろう。「国ノ元首」という条文のまま推論をして考え出される国家は、比喩的な有機体説がなぞらえる首、足、胴、腹などがある動物を導き出さなければならない。決して美濃部博士らの主張するように、主権の本体である国家は、これら現行憲法の条文から矛盾もなく引き出される思想ではないのだ。それだけでなく、法律学上の国家を単に現行法を矛盾がないように考えるための帰納にすぎないとするならば、美濃部博士のように、「君主は統治権を総攬する者ではない。統治権

---

<sup>79</sup> 元首概念が国家有機体説と結びついて発生したことは、現在の憲法学界でも共有されている。「もともとは国家有機体説と結びついて国家を人体になぞらえる学説によって頭脳にあたる機関が元首と呼ばれた」（辻村みよ子『憲法』〔日本評論社・二〇〇四〕八三頁）。

<sup>80</sup> 原文では「玄の又玄なる者の不可解」となっている。「不可解」ととめると、意味が不明確になるため、本文のように訳した。

を総攬するという憲法の条文は、学理の性質を持ったものであって、国家は公式の学説を定める権利を持っていない。学者は自由に憲法の文字を改め、研究することができる。」というような権威のある言葉が吐かれる根拠はない。なぜならば、これは明らかに現行憲法の第四条<sup>81</sup>に矛盾するものであって、現行法を矛盾なく解釈して得るとされる国家観念では、矛盾した条文を改めて研究せよと言う力を持たないからである。

我々は信じている。国家が公式の学説を定める権利がないというのは、あたかも天動説を信じろと命令することができないように、国家学上の一学説である比喩的な有機体説を強制できないということであり、学者は自由に憲法の条文を考えることができるというのは、相互に矛盾している条文は憲法の本質に反し、どちらを取捨するか決定する思想の独立があるということである。だから、憲法第四条<sup>82</sup>と他の重大な第五条及び第七十三条とが矛盾しているような時は、各々が憲法の本質であると認める所——これが国家の本質であると考えている所——に従って自由に取捨することができることになる。すると、あの比喩的な国家有機体説の思想を抱く者、神道的信仰を抱く者が第四条<sup>83</sup>を選択して他の条文を好きなように無視することができ、それとともに我々も第五条及び第七十三条に注意を払い、第四条<sup>84</sup>を捨て去る自由を得ることになる。これは、憲法の本質と国家学について、法令の文字は強制力を持っていないからである。美濃部博士の考えるように、「統治権を総攬する」という条文そのものは決して学理の性質を持つものではない。他の第五条及び第七十三条が存在しない時には、法律の解釈として第四条<sup>85</sup>に従い、天皇が統治権を総攬する唯一の最高機関であると推論しなければならないのは当然のことである。憲法の本質と国家学の原理は、法令が矛盾している場合において取捨の決定を仰ぐ裁判官であり、美濃部博士のいわゆる現行法を矛盾がないように考えることで得られる国家観は、こうした厳粛な権力を持った裁判官となることができない。また、日本の憲法を解釈して、一人の最高機関による君主国体と名付ける見解では、法令に矛盾を認めないと解するしかない。したがって、第四条<sup>86</sup>に対する自由な研究を主張することは、理由のない要求である。まさしく美濃部博士の議論を貫徹させるためには、明確で確実な国家観を持った上で、日本の政体は最高機関を一人の特権者と平等な多数者によって組織する民主的政体であるとする必要がある（憲法の本質については後の歴史解釈を見よ）。

だから、我々は従来の国家主権論者が作った政体の二類型を排して、今日の公民国家というものを解釈するため、政体を三類型に分けることを主張するのである——第一は、特権を持った国家の一員で最高機関を組織する政体（農奴解放以後のロシア及び維新から二十

<sup>81</sup> 原文では、「第二条」となっているが、おそらく第四条の誤りである。なぜなら、第二条は、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」と定めるのみで、それまでの議論との関連性がないからである。美濃部の「統治権を総攬する者ではない」という議論は、条文の文言からすれば第四条の明文に反するというのが北の議論であるから、第四条でないとなつてしまふが合わない。

<sup>82</sup> 原文では「第二条」だが、注八一を見よ。

<sup>83</sup> 原文では「第二条」だが、注八一を見よ。

<sup>84</sup> 原文では「第二条」だが、注八一を見よ。

<sup>85</sup> 原文では「第二条」だが、注八一を見よ。

<sup>86</sup> 原文では「第二条」だが、注八一を見よ。

三年経過するまでの日本の政体など<sup>87)</sup>である。第二は、最高機関を平等な多数者と特権を持った国家の一員で組織する政体（イギリス、ドイツ及び維新から二十三年経過した後日本の政体など）である。第三は、最高機関を平等な多数者で組織する政体（フランス、アメリカ合衆国の政体など）。

### 9-11 国体と政体の区別の意義とは

我々は国体と政体の区別を君主主権論者のような思想で維持しようとするものではない。しかし、今の国家主権論者のように混同することには賛成できない。なぜならば、政体とは統治権を発動する形式のことであり、統治権の本体がその目的と利益のために（つまり、君主主権時代の国家ならば君主の利益に従い、国家主権時代の国家ならば国家の目的に応じて）、国家の機関（君主主権ならば君主の機関）を国家の定めた（あるいは君主の定めた）法律の手続によって改廃し、もしくはその手続そのものから改廃できるからである。それに対し、国体とは国家の本体のことであり、統治権の主体であるか、もしくは主権に統治される客体であるかという国家の本質を決定するものである。それなのに、国家学について不注意で、国家の進化に応じた分類を試みない今の国家主権論者は、依然としてアリストテレスの「統治者の数」という形式的数字に、「最高機関」という文字を当てはめるだけである。ある者は国体の区別だけで、政体の区別はないと言う。またある者は政体の区別だけで、国体の区別はないと言う。例えば、一木博士は君主政体、共和政体という区別だけを認め、美濃部博士は君主国体、共和国体という区別だけを認める。つまり、国体と政体は今の国家主権論者にとっては、同質の最高機関に対して用いられる異名にすぎないとされているのである。

しかしながら、これは今日においても全ての国家を説明できないものである。中国、朝鮮などの国家においては、君主は決して国家の目的と利益のために存在する最高機関ではないし、統治権は国家の権利ではない。君主の所有権に基づき、官職を自己の利益のために売買し、国土及び人民は君主の目的のために存在する。これは全く進化の程度を異にする別種の国体だからである。特にこの混同から、単に今日の全ての国家を説明できないだけでなく、古代及び中世の国家は全くその説明から漏れてしまう。仮に今日文明国と称されるものだけを研究の対象にし、今日は「公民国家」という一つの国体だけしかないとしても、今日の公民国家はギリシャのような古代国家と国体は同じでありながら政体を異にし、中世の国家とは政体が非常に似たものがあるが、国体は全く異なる。

古代ギリシャの国家においては、国家の団結的権力、つまり主権の本体が裸のまま発動しており、政治的形式を経っていないため、個人の上に秩序のない圧力で臨んでいた。政体とは、団結的権力に対して個人の自由を保障する政治的形式であるが、古代においてはこの制度がなかったため、少数者と犯罪者が同じ意義のものに見なされ、いわゆる多数専

---

<sup>87)</sup> ロシアでは一八六一年に農奴解放令が出された（当時の皇帝はアレクサンドル二世）。「維新後二十三年」というのは、王政復古の大本令から帝国憲法の公布までの期間を指している。

制の時代となってしまった。そしてこの多数専制の時代はいつも急転して独裁者が生まれ、単独の専制の時代となり、またさらに急転して多数専制の時代となっていた。専制から専制にころころ変わり、個人の自由は国家という名の下で全く無視されていた。これは、国体は今日と同じ公民国家であるが、三権分立説に影響されて統治権の発動形式が確定された今日の政体とは全く異なったもので、いわゆる専制政体というものである。

中世史に入って階級議会が生じるようになって専制政体はなくなったが、君主と貴族（日本においては将軍、諸侯、天皇の各々）は各々その目的と利益を持ち、各々の土地及び人民は彼らの目的と利益のために所有物として存在した。これは「家長国」という全く別個の国体である。つまり、国家が統治権の主体ではなく、統治される客体として国土及び人民という二つの要素が、国家の所有者の目的と利益のために存在した君主主権の国体である。

だから、一木博士のように、政体の区別だけで国体の区別はないと言うならば、中世は全く今日と異なる家長国であるにもかかわらず、今日と政体に似た所があるから、階級間の契約を今日の立憲君主政体と同一視し、中世の君主と貴族を国家機関であるとして今日と同じ国体の分類に分けなければならなくなる。また、美濃部博士のように、国体の区別だけで政体の区別はないと言うならば、氏自身も認める家長国という中世の国体を国体の分類の外に出してしまうか、あるいは君主国体、共和国体に家長国体というものを新たに並べるような奇妙なことをするか、いずれかを選択しなければならなくなる。そしてこのように国体と政体を同一視してしまうのは、まさしく国家の進化に合わせた研究をしていないために起こるのである。

### 9-12 国家の人格とはどのようなものか

だから、我々はこうした根拠がなくて入り乱れた国家主権論を排し、国家人格実在論の上に国家主権論を唱えるのである。もちろん、法律学上の人格とは、実在する人格であるか法律の擬制による人格<sup>88</sup>であるかを問わず、法律の認識によって権利の主体であるか否かを定めるものであるから、国家が実在する人格であろうと、未だ法律上その人格が認められない間は、国家を主権の本体であるとするのができないのは言うまでもない。

しかしながら、法律を進化に応じて研究する者は、実在の人格が法律で認識されていることと、人格のないものが法律の擬制によって人格を与えられていることを決して混同してはいけないのである。——法律の進化とは、実在の人格が法律上の人格として認識されることにある。家長国時代の国家は人格が実在するにもかかわらず——あたかも実在の人格が奴隷であったのと同じで——、法律上は国家を所有する者の利益のために存在した物格であった。だから、中世時代において「国家のために」という国家自身が独立して自存すると

---

<sup>88</sup> 実在する人間を自然人、法律によって人格を認められたものを法人という。法人の典型例は会社である。法人のことを「法律の擬制による」としているのは、法人擬制説が有力であったことによる。戦後の学説では、法人の社会的実在を重視した法人実在説も有力なので、必ずしも「法律の擬制」ということにこだわらない。ちなみに、本文で出てくる国家人格論は「国家法人説」とも呼ばれる。

いう目的から何かが要求されることはなく、要求は常に「君主のために」<sup>89</sup>という国家を所有する者の目的と利益のためになされていた。しかしながら、奴隷が法律上の人格ではなかったと言っても、実在する人格であることは初めから事実であった。それと同じく、国家は長い進化の後でようやく法律上の人格を得たが、実在の人であったことでは家長国の時代から、原始的平等の時代から——それどころか、類人猿から分化した時代から——動かしがたいものであった。

だから、国家という大きな人格が擬制という機械的な技巧によるのか、はたまた実在する人格であるのかは、国家の進化、起源、目的、理想などを取り扱う国家学だけの重大な問題ではない。法律学にとっても決しておろそかにしてはいけない根本思想である。なぜならば、国家が擬制の人格であると言うならば、法律の力によって国家そのものを解体、消滅させてしまえることになり、実在の人格であると言うならば、人為的にどんな法律を作っても、決して消滅させることができないからである<sup>90</sup>。——個人主義のフランス革命によって国家を分解したと言っても、国家は依然として社会的団結という形で存在している。破壊されたのは表皮の腐った部分であって、国家の骨格は一度も傷ついたことがないことを見よ。——国家は実在の人格として、たとえ家長の下であっても、時に自身の利益のために家長が定めた法律を破り、それ自身の目的と利益のために活動した。それが進化して法律上の人格を得るようになると、その目的と利益に反する法律を好きなように改廃し、一切の法律の根拠を自らが作り上げるようになったのだ。

この根本の点に少しも知識を持たないため、今の国家主権論者は国家を一つの社団と同じように理解しているのである。国家を社団のような擬制的な人格と見るのは、まさしくフランス革命の頃までの偏局的個人主義の国家観に基づくからであり、あの穂積博士が今なおたくなに社会の起源を家族制度に求めて対抗しているのはこのためなのだ。真理として国家主権論を唱えるならば、穂積博士らのような古い仮説である社会起源論によって非難するような失態を演じてはいけない。——社会主義は法理学の上においても真理である。国家の人格とは、我々が先に『生物進化論と社会哲学』において説いたように、社会が有機体であることに根拠がある。つまり、空間を隔てた人類を分子とした大きな個体であるということがその根拠である。あらゆる社会的諸科学は生物学によって基礎を与えられている。

ところが、遠いローマ時代<sup>91</sup>においては、個体と言うと単に一個人に限られているかのように感じられ、個人だけが実在する人格であって、他は皆法律上の擬制による人格であると考えられていた。生物学が発達していなかったから、このような思想を持っていたとしても、それはやむを得ないであろう。今日、国家を法律上の人格であるとしながら、同時に君主を主権の本体であるとするような矛盾した見解を述べる君主主権論者も、あるいは

<sup>89</sup> 原文では「君の為めに」となっているが、後には「君主の為めに」となっている。後者のほうがよいので、そちらに合わせる。

<sup>90</sup> つまり、実在するものと解するか、擬制によって作られたものと解するかによって重大な違いが生まれるということ。

<sup>91</sup> ローマ法での取り扱いのことを指しているのだろう。

国家を単に思考上便利なものとして考えるのだと主張し、国家の人格を擬制であると言うならば、君主の人格も擬制であると反撃して、わずかに対抗する国家主権論者も、そのような主張をするのは、おそらく法律学研究のためにローマ法に接し、ローマ時代の個体の観念に判断の根拠を先取りされているためだろう。だから、その議論がどんなに詳細を極めても、どちらも等しく仮説による裏面での戦いにすぎない。もし学者が国家の人格が実在することは奴隷の人格が実在していたのと同じだと言おうとも、今日の法律では未だ認識されていない事実上のものにすぎず、大日本帝国とは、天皇の利益と目的のために客体として統治されるにすぎないと論じるならば、法律現象だけを取り扱う学者としては一貫した態度であろう。我々は、憲法の文字と精神、そして歴史によって、今日の国家が法律上の人格である公民国家なのか、はたまた未だ家長国の国体にとどまっており、人格ではないのかを論議しなければならない。

ところが、敢えて君主主権論者に限らず、全ての国家主権論者といえども、国家を進化に応じて見ないだけでなく、人格の基礎となる個体の観念として顕微鏡が発明される前のローマ時代の俗説をそのまま継承し、もっぱら暗中での格闘をしている。そのため、反対論者である君主主権論者も、国家を人格のない君主の所有物であるとも言うことができない。形式において同じ論者であるように見える国家主権論者であっても、国家を生命のある実在の人格が法律上で認められたものだと言うことができない。そうして機械的な技巧、もしくは擬制による人格にすぎないと論じて満足することを余儀なくさせられるに至っているのだ。

まさに、国家は法律の擬制によって作られた機械的なものではなく、国家は初めからそれ自身の目的を持った実在の人格なのである。人格は人格の目的と利益のために活動する。もちろん、人類一元論が定説となり、社会主義が全世界<sup>92</sup>で実現された時には、個体の最高階級は全人類という生存進化の目的を持つ一つの人格となるだろう。そしてこの時、遠い将来の理想としてこの最高階級の個体としての人格によって、全人類の世界的国家が実現されることを期待できる。しかしながら、現在の進化の程度では、民族あるいは人種、地理的区画などに限られたある程度の階級の個体という形で、国家は一個体としての人格の目的を持つ。今日の公民国家は、古代の都市国家<sup>93</sup>、中世の封建国家から、次第に個体の階級を高めて、それによって今日の大きな人格の国家となってきたのである。そしてこの実在の人格が、ある時代またはある地方によって法律上の人格として認識され、もしくは所有者の利益の下で統治の客体として存在したことがあった。けれど、今日の全ての公民国家は明らかに法律の明文で、あるいは国民の法的信念によって国家の実在する人格を法律上の人格と認めるようになった。—だから、今日は「国家のために」と言って国家を利益の帰属する所、目的の存在する所と考え、国家主権に基づく国体であることを国民の信念において表白している。

<sup>92</sup> 原文では「世界を抱擁して」となっている。本文で与えた訳で意味を表せているだろうと思う。

<sup>93</sup> 原文では「市府的国家」となっているが、おそらく都市国家のことだろう。

ところが、国家が君主の所有物として君主の目的と利益の下で客体であった中世においては、国家のためになどと言うことはなく、「君主のために」として君主主権の国家であることを表白するという言葉があった。そしてその時代においても高尚な理想を持った東西の聖人、賢人は、法律上の主権体である君主の要求に対抗して、実在する国家の人格のために国家の利益を主張した（『社会主義の啓蒙運動』において儒教の国家主権論を論じた所を見よ）。

もし国家の人格は法律上の擬制にすぎないと解釈するならば、擬制を行う法律がなかった昔から聖人、賢人が身を捨てて国家のために行ったことは理解できないことになってしまう。また、今日においても擬制を維持するために人類が血を流して戦うというのは、理解しがたい現象ではないか。今日の国際戦争は、中世のように君主の名において君主の利益のために戦われず、国家のために戦われるのだと言われる。これは、未だ同胞意識が発展せず、国家という地理的に限定された階級の個体が、個体としての人格である自己の目的と利益のために、「国家のために」という一言を用いて、法律と国民の信念においてそれを要求しているのである。そしてもしこの実在する人格が、今日の日本が経た進化の程度では法律上の人格として認められないと論じるならば、以下のように考えなければならない。兵役の義務は国家の目的を満たすために国家の分子が負担する義務ではなく、国民は君主に所有される奴隷として所有者の処分に服従する者だと解釈し、日露戦争は大日本帝国の目的のためにしたものではなく、天皇に帰属する利益のために戦われたものと論じなければならない。これは、憲法の解釈を誤り、国民の多数の信念として持つ一般の思想と矛盾することは言うまでもない。

だから、我々は国家人格実在論によって国家を進化に応じて研究し、それに基づいて、少しも根拠がなく、むやみに意味のない論争を続けている全ての君主主権論者と国家主権論者を排するのである。君主主権論者のように、今日の近代国家の国家観に立って君主主権論を築くようなことが矛盾を極めた誤謬であることは言うまでもない。また、国家主権論者の解釈するように、国家の主権は法律の擬制によって人格を与えられたためでもない。家長国時代の国体には国家の所有者に主権があり、国家は実在の人格であったものの、法律上は物格であった。公民国家の国体では、国家が主権の本体として実在する人格であるとともに、法律上の人格でもあるのだ。

「君主のために」という言葉で語られた忠君の時代は君主主権の中世である。「国家のために」という言葉で語られた愛国の時代は国家主権の近代である（なお、後の歴史解釈及び天皇と国民の道德関係を論じた所を見よ）。

### 9-12 社会において個々を団結させるものは何か

人類を、空間を隔てて分子とした大きな個体という意味で解釈する今日の国家有機体説は、井上博士のような「国ノ元首」を国家意識の宿る所だとする解釈を導き出す比喩的な有機体説を学界から駆逐するものである。我々は明言する。いかなる古代の家長専制の時



代であっても、また皇帝の権力が絶対無限であった時代であっても、未だかつて国家意識が一人だけの頭脳に宿り、他の人類が全く精神のない手足のようになっていたことは決してないと。簡単に考えてみても、同じ意識がない者同士で団結が存在したり、服従関係があったり、政治、法律が存在できる理由がないからである。穂積博士などは、常に君主固有の威力によって国家が団結すると言う。しかしながら、氏が好んでするように、文字の意義を好き勝手に変化させず、固有とは君主という一個人が生まれつき肉体の中に持っているということだとするならば、力とか威力とかいうものは決して君主固有のものではない。むしろ、社会というものが持っている団結的権力である。つまり、君主に威力があるかのように見られるのは、この団結的権力が背後から君主を押し上げるためであり、この団結的権力と分離してしまうと、後醍醐天皇のような卓越した個人的威力を持つ者であっても、どうしようもないのではないか。

もちろん、君主が絶対無限の権力を振るった時代の人民が——あたかも恋人が実在の美に向かって恋するのではなく、自己の頭脳に描かれた実在の美の数千倍にあたる自己の観念に対して恋するのと同じように——、君主の個人的威力以上に威力がある存在として自分が描いた観念の前に恐怖していたことは事実である。しかしながら、個人として生まれつき持っている威力は、どんな英雄であっても限界のあるものであり、日本の天皇の威力として見られるものの多くは、各自の描き出した観念と国家の団結的権力である。つまり、穂積博士のような家長国時代の国体に復帰させようとするかたくなな思想を持った革命家が無数もいたにもかかわらず、国家の進化はとうとう大化革命によって示されていた公民国家の理想を実現したため、日本の天皇は大日本帝国の重要な機関として国家の団結的権力を十分示しているのだ。あの後世からさかのぼって批判をする者によって、「暴虐で、人民を押しえつけるものだった」と言われる家長国時代の君主といえども、一人の強制力だけでは数千万倍もある多数の意志に反して何もすることはできなかった。それができたのは、国民が君主の処分権を容認していたか、もしくは惰性に基づいて容認していた<sup>94</sup>ためである。

最も専制的な権力を振るう者は、政教一致時代において祭主と君主を兼ねた者であるが、人民がその専制支配に服従していたのは、強烈な宗教的信仰によって結合していたためにすぎず、国家意識が一人だけの頭脳に宿り、他の者が機械的に服従していたからではないのだ。つまり、同じ宗教を信仰しているという社会意識で結合しているのではなく、また専制権力が祖先の霊もしくは村落の神の意志を示しているという信念で受け止められないならば、専制権力は保持されるものではない。決して君主固有の威力というようなものが存在しないことは言うまでもない。だから、あの社会契約説のように、君主の権力は人民から貸与されたものだと言ってみても、貸与を基礎づけた契約がないことは言うまでもないし、また貸与した者はそれを奪い返す権利があると主張してみても、貸与する主権を契約前の個々の人民が生まれつき持っているというのは個人主義の革命論から出てくるも

---

<sup>94</sup> 原文では「墮力」となっている。文脈からすると、「惰性」を意味する「惰力」のことであると思われる。すなわち、習慣によって疑うことなく受け入れることを指す。

のであって、それが誤っていることは言うまでもない。しかし、権力の本質は団結した強大な力という点にあるから、いかなる個人といえども、生まれつきそうした権力を固有のものとして持っていないことだけは明白である。

東洋で専制権力を振るった家長君主は、皆この団結した強大な力をどれだけ持っていたかによって栄えたり、滅びたりした。ギリシャの独裁者もまたこの団結した強大な力に媚びて、その専制権力を保有していた。この権力の源泉である団結は社会的本能によって、時代が進むと明確な社会意識によって結合されるようになった。原始時代においてはそれが明確に自覚された意識ではなく、本能的に眠っていた社会性であったのだが、それは決して個人主義が仮説立てるような利己心の思想による契約ではない。また、穂積博士らが説くような威力に対する恐怖から余儀なくされた結合または服従でもない。人間は社会的生物として、契約がなくとも言語を持っていたように、威力によらなくても初めから団結して存在しており、団結そのものが威力だったのだ（なお、『生物進化論と社会哲学』を見よ）。井上博士が国家意識を国の元首に宿るものとするなど、独断的比喩を行う有機体説に基づくから、とるに足らないものであることは言うまでもない。穂積博士が君主の威力の下で団結すると主張することは、氏が好んで論破する<sup>95</sup>個人主義の社会契約説と同じく価値のない仮説であり、前提と結論を転倒させたものである。君主だけが国家意識を持っていて、他の人間は機械的に服従するというわけではない。国家意識の覚醒とその進化の程度により、機関は発生したり、消滅したりするのだ。威力の下で団結するのではなく、団結そのものが威力の本体として存在するのだ。

### 9-13 国家意識の覚醒はどのような経過をたどったか

しかしながら、この国家意識が法律に認識され、政治権力として覚醒するには、歴史的進化に従って次第に拡張されることが必要である。最も原始的な原人の共同体は共和的で平等だが、その社会は完全に社会的本能によって結合され、政治的制度的ない平和であったから、政治権力を持つ者などいなかった。

ところが、長い後の進化において大いに膨張した村落の維持を祖先の霊魂に求める祖先教時代に入る（どんな民族も必ず一度は経験している）と、祖先の意志を代表する者として家長がまず政治権力に目覚めた。さらに他の村落との競争によって奴隷制度が生まれ、土地の争奪戦が始まると、実在する人格を持った国家は——土地、奴隷が君主の所有に属するように——、君主の所有物として君主の利益のために存在するようになった。これらが家長国体及び君主政体の萌芽であって、アリストテレスの国家の三類型を形式的数字に基づいたものとして理解せず、動学的に進化に応じて見るならば、君主国は第一期の進化に属する。そして貴族国とは、少数階級に限定はされるが、この政治権力に対する覚醒が拡張したものと評価でき、民主国とはさらにその覚醒が大多数に拡張されたものであり、第三

---

<sup>95</sup> 原文では「破する」となっていて、[ママ]と注記されている。「破する」とは、おそらく「論破する」のことであろう。

期の進化であると考えられるべきである。

日本国もまた等しく国家であり、古代から歴史の潮流に従って進化してきた国家であるから、いかに他の国家と隔離されたこと<sup>96</sup>によって進化の速さに多少の違いがあったとしても、日本だけが全く国家学の原理を離れるのではない。日本民族は共和的で平等な原始時代を他の国土で経験し、すでに農業時代にまで進化した家族国体として移住してきた<sup>97</sup>ものであるから、その国体の主が後世から贈り名をされた意義の天皇でないこと<sup>98</sup>は言うまでもないが、家長国体及び君主政体の萌芽を持ってやって来たことは、最古の記録を全て無意味なものとして解釈しない限り、十分想像できる。けれど、人口が増えるとともに、当時の社会組織の骨格をなしていた家族制度が混乱を来し、皇族と並行して発達した大一族が家族や奴隷を強制的に団結させ、他の大一族である皇族と対抗するようになった。

ここに至り、皇族中で知識のあった革命家<sup>99</sup>によって理想的な国家を実現する空想的な計画——あたかも新興国で空想的社会主義に基づいてしばしば実現を試みられたような計画——が練られ、国家主権の公民国体とその機関として君主専制政体を形成することが目標とされた。しかしながら、こうした未開の時代においては、理想国家も単なる理想にすぎなかったことは言うまでもなく、その理想は遠い後の維新革命においてようやく達成された。当時、事実として建設されたものは君主主権の家長国であり、中世が終わるまでの長い期間の天皇は、全て家長君主としての天皇であった。そして他にも無数の英傑と名付けられ、諸侯、将軍と呼ばれる家長君主がいて、互いに争っていた。ただ、藤原氏が支配する時代が終わるまでは、天皇は日本全土と全人民を「大御宝」として所有する家長君主として存在していた。たとえ事実上は摂政、関白の専横があったとしても、またたとえ事実上は統治権が行使された所が近畿地方の狭い地区にすぎなかったとしても、天皇が唯一の君主として唯一の権力者であったことは法律上疑いのないことであった。これが、政治権力が一人に覚醒した進化の第一期である。

そして国司の土着、土豪の発達によって天皇の他にさらに多くの家長君主が現れ、維新の公民国家に至るまでの中世をつないだ。あのヨーロッパの中世史においてローマ法王、神聖ローマ皇帝、国王、貴族が重複して入り乱れ、最高の統治権つまり主権を争ったが、それはもちろん今日の意味での統治権ではなく、今日の意味での政治権力ではない。しかし、皇帝、国王、貴族の各々が国土及び人民の所有者としての統治権を持ち、統治権を相続、贈与、結婚などによって拡大したり、縮小したりしながら、国家を所有権の客体として取り扱い、各々の者が統治権の主体となることで各々が政治権力に目覚めた。日本においてもそれと同じで、皇室は神道的信仰の上に「神道のローマ法王」として統治権を持ち、法王から冠を与えられる形式を経て征夷大將軍と呼ばれた「鎌倉の神聖ローマ皇帝」も戦国時代及び封建制度下の「国王」、「貴族」とともに統治権を持っていた。そしてその各々

<sup>96</sup> 鎖国のことを指すのだろう。

<sup>97</sup> 氷河期には大陸と陸続きであったとされている。

<sup>98</sup> 要するに、『古事記』や『日本書紀』における神武天皇などに見られるような存在ではなかったということ。

<sup>99</sup> 天智天皇のこと。天智天皇への評価は、第五篇で語られている。

が統治権の主体として国土及び人民を所有者として処分し、各々主権つまり最高の統治権を争っていた。

このように、権力者が同時に統治権の主体である時代は家長国体であり、今日の公民国家とは別のものであることは言うまでもない。だから、その皇帝、国王、貴族らを今日の権力者と同一視できるものでないことは言うまでもない。しかし、それらの家長らが各々統治権を持つようになったのは、諸侯階級つまり貴族階級に政治権力の覚醒が拡張された第二期の進化である。この第二期はどんな国家においても非常に長く続き、日本なども維新革命が起こるまで継続した。そして維新革命は、無数の百姓一揆と下級武士のいわゆる国体論によって貴族階級だけに独占されていた政権を否認し、政権に対する覚醒をさらに大多数に拡張させたものである。「政治は世間の意見に従う」<sup>100</sup>という民主主義に到達し、こうして第三期の進化に入ったのである。そして国家対国家の競争によって目覚めた国家の人格が、長い間統治の客体として甘んじていた地位から攘夷論という野蛮な形式の下で脱却し、「大日本帝国」とか、「国家のために」という言葉を使い、国家に目的が存在することを掲げ、国家が利益の帰属する権利の主体であることを表白するに至ったのである。

この国家を主権の本体とする公民国家の国体と民主的政体は、維新後二十三年経過するまでの間を国民の法的信念と天皇の政治道徳によって維持した。帝国憲法によって明白に成文法として主権の本体であることが書かれるに至って、維新革命は一段落し、それによって現在の国体と今日の政体が法律上の認識を得たのだ（さらに後の歴史解釈及び『生物進化論と社会哲学』において社会進化論の歴史哲学に説き及ぼした所を見よ）。

我々は先に穂積博士が主張した、「天皇そのものに統治権があり、それは個体の延長によって万世一系に伝わる」という議論から、さらに個体の繁殖という形でそれが全国民に普及して民主主義に至ると推論したのはこのためである。井上博士になると、穂積博士が当初主張した「皇位に主権がある」という皇位主権説が維持できないことを指摘し、天皇そのものに統治権があることを最も明らかに説いた明敏な君主主権論者である。そして国家主権論者が、「天皇そのものに統治権があるならば、天皇の死とともに国家は滅亡してしまう。」との非難を向けたのに対し、穂積博士のように高天原に飛躍して、万世一系は永遠に死ぬことはなく連綿と続いていくと論じるような醜態もさらさず、最も学者らしい説明を与え、十分に対抗した。彼は言う。「統治権の主体は天皇にあるが、天皇が死ぬとともに統治権が消滅し、国家が滅亡することはない。統治権の主体が更新されるだけである。もし統治権の主体が更新することを統治権の消滅とするならば、現在生きる全ての国民も皆一度は死ぬのであるから、国家に主権があるという議論も自己の論理によって維持できないものになる。」と。これは、今の根拠がない国家主権論の機械的国家観から出される論駁を十分撃退してあまりあるものである。そしてこれは同時に、今の国家主権論者も、井上博士なども、君主主権論者も等しくフランス革命前後の個人主義に基づいた法理学を先入観

---

<sup>100</sup> 原文では「万機公論に由る」となっている。これは五箇条の誓文の「広く会議を興し、万機公論に決すべし」という言葉に由来する。

としていることを暴露するものでもある。

真理は社会主義にある。我々は社会主義によって以下のように主張する——国家の分子である天皇と国民に国家の権利である統治権が存在するのではない。分子の消滅とともに更新する者は権力者であって、統治権の主体ではない。国家の分子である天皇は、統治権の行使によって得る利益の帰属する主体ではない。また国民も、国民を最終目標として統治権を行使する権利の主体ではない。近代国家においては、国家が生存進化の目的とそれに対応する利益が帰属する権利の主体であることを認め、最高機関を特権がある一分子、あるいは平等な多くの分子、あるいは特権がある一分子と平等な多くの分子によって組織し、その機関が権利の主体となるのではなく、国家の目的と利益のために国家の統治権を行使するのだ。そして国家という歴史的継続性を持った人類社会は法理上消滅するものではない。分子は更新するが、国家そのものは更新するものではない。つまり、国家が統治権の主体なのだ（だから誤解してはいけない。「社会民主主義」とは、個人主義の覚醒を受け、国家の全ての分子に政治権力を普及させることを理想とするものであって、個人主義の誤った革命論のように、国民に主権が存在すると独断づけるものではない。社会主義の名が示すように、主権は国家に存在することを主張するものであって、国家の主権を維持し、国家の目的を満たし、国家に帰属する利益を完全なものにするため、国家の全ての分子が政治権力を持ち、最高機関の要素である民主的政体を維持し、もしくは獲得しようとするものである）。

以上の概括は以下のようになる。今日の国体は、国家が君主の所有物として君主の利益のために存在した時代の国体ではない。国家の存在する人格が法律上の人格として認識された公民国家の国体である。天皇は、土地、人民という二つの要素からなる国家を所有していた時代の天皇ではない。美濃部博士が広義の国民の中に含めたように、国家の一分子として他の分子である国民と等しく国家の機関である点で大きな特権を持っているという意味での天皇である。臣民とは、天皇の所有権の下で「大御宝」として存在していた所有物ではない。国家の分子として、国家に対して権利義務があるという意味での国家の臣民である。政体は特権を持った一国民による政治という意味での君主政体ではない。また、平等な国民を統治者とする純粋な共和政体でもない。つまり、最高機関は特権を持った国家の一分子と平等な分子によって組織された世俗のいわゆる君民同治の政体である。だから、君主だけが統治者なのではなく、国民だけが統治者なのでもない。統治者として国家の利益のために国家の統治権を運用する者は最高機関である。これは、法律が示す現在の国体であり、また現在の政体でもある。つまり、国家に主権があるという意味で社会主義であり、（広義の）国民に政治権力があるという意味で民主主義なのである。

#### 9-14 社会主義と国体との関係はどのようなものか

このように見てくると、社会主義が革命主義であるからといって、「国体に抵触する」と非難することに理由はない。革命主義と名乗るのは、経済的方面における家長君主国を打

破し、国家が生存し、進化するという目的のために、国家の権利において国家の生命の源泉である経済的資料を国家に帰属する利益にしようとするからである。個人であっても、実在する人格を剥奪して奴隷とすることは、今日において不可能な復古ではないか。国家という実在する大きな人格が長い進化を経て得た法律上の人格を無視し、君主の利益のために存在する物格と考えることなどは、いわゆる国体論という復古的革命主義に他ならない。我々社会主義者は、むしろ今日及び今後にわたって現在の国体の擁護者とならなければならないのだ。

どうして国体を打倒してしまおうと言うだろうか。しかしながら、政体は統治権を運用する機関であるから、国家はその目的と利益に応じて政体を進化させるだろう。ただ、それがどのように進化するかについてはわからない。今日の民主的政体のままで進むか、一人だけの特権者によって組織する君主政体に進むか、あるいは純粋な共和政体に進むか。またあるいは社会が驚くほど進化し、一切の政体が無用になって地上に天国を築く<sup>101</sup>か。こうしたことは国体論とは関わりのない問題である。我々は「国体論とは主権論である」と言っている穂積博士に従い、主権の所在を決定すればよい。そしてまた我々は、穂積博士が現在の国家主権の国体を覆し、国土及び人民を天皇の私有地及び奴隷とし、国家を天皇の所有権の客体である物格に戻し、現在の民主的政体を破壊し、絶対無限の家長政治を行う政体にしようとするため、「政体ノ変更ヲ計ル著書ヲ出版スル者ハ輕禁錮ニヶ年ニ処ス」<sup>102</sup>と規定している出版法を恐れ、大学の講義録の出版を敢えてしない慎み深さを理解するのである。

是非とも我々を国家主権論の論理の赴く所に赴かせよ！ 憲法は、国家が生存進化の目的に適合する利益を持つ方法をとることを予想し、第七十三条に国家機関を改廃する場合の手續を規定した。だから、この手續によるべき場合が多いことは言うまでもない。しかしながら、君主主権の時代において君主が自己の主権によって定めた法律を、等しく自己の主権によって作った他の法律を用いて破ろうとも、それは正当の権利であった。それと同じく（今日を君主主権の国体であるとする穂積博士が、天皇の権利によって第七十三条の手續によらず、憲法の条文と矛盾した法律を發布したり、憲法を改廃したりする自由がある<sup>103</sup>と論じることが貫徹した主張であるのと同じく）、国家主権の今日及び今後においては、その手續を定めた規定そのものと矛盾する他の規定を設けても、また規定された手續によらずに憲法の条文と抵触する<sup>104</sup>他の重大な立法をしても、それは国家主権の発動とい

<sup>101</sup> いわゆる無政府主義のこと。

<sup>102</sup> 原文はひらがなであるが、戦前の法律の体裁に合わせた。なお、出版法第二十六条は、「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスル文書图画ヲ出版シタルトキハ著作者、発行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス」と規定しており、表現が若干異なっている。

<sup>103</sup> 原文では「而して今日を君主主権の国体なりとする穂積博士が天皇の権利によりて第七十三条の手續によらずして憲法の条文と矛盾する法律を發布し、若しくは憲法を改廃し、又若しくは七十三條の手續によらずして改廃するの自由ありと論ずることの貫徹せる主張なる如く」となっている。しかし、「又もしくは七十三條の手續によらずして改廃する」という表現は同じことの繰り返しである。よって、これは訳文に反映されていない。

<sup>104</sup> 原文「阻格する」となっていて、[ママ]と注記されている。確かに、「阻格」では意味がわからない。文意からすると、「抵触」などをあてるべきなので、訳文はそう修正した。

う国家の権利に基づくのだ。国家は自己の目的と利益に応じ、国家の機関を作成したり、改廃したりする完全な自由がある。なぜならば、等しく国家主権の発動である法律の中において、第七十三条だけが特別に現在存在する他の条文より重い意味を持つが、将来発せられる他の多くの法律を打ち消し、無効にするほどの力があるものではないからである<sup>105</sup>。今日憲法の精神を無視する法律、省令などが第七十三条の手続によらずに言論の自由、集会、結社の自由<sup>106</sup>を剥奪し、実質的な憲法改正をしているように、憲法の国家機関の外に重大な国家機関を他の法律によって設定することがあるとしても、それは等しく国家主権の発動であり、法律に軽重がないために起こるのである（だから、今の基礎を持たない国家主権論者が、この点で君主主権論者のように議論を一貫させられないのは、まさに主権の思想において貫徹していない所から来るのである。彼らはそれを嘆く他ない）。

我々を国家万能主義だと誤解してはいけない。国家万能主義とは、国家が国民の思想、信仰の内部的生活にまで立ち入ることを許された時代を指す。国家が国民の外部的生活を規定するだけの範囲内で完全な自由を持つ主権体であると主張する点で、社会主義の法理学は国家主義であると言うだけである。ただ、いかなるものが国家の目的と利益に適合する主権の発動なのかという事実論については、おのずから法理とは別問題であり、国家の主権を行使するという地位にある権力者の意思にすぎない。つまり、事実上権力者の意思が国家の目的と利益のために権力を行使するか否かは、法理論のあずかり知らない所なのだ。——このようであるから、憲法論は強大な力による決定であると言うのだ（『社会主義の倫理的理想』において説いた階級的良心の説明及び『社会主義の啓蒙運動』で論じる階級闘争の議論を見よ）。

だから、国家を一度原子的個人に解体し、新たに社会を組織し直そうと主張する社会主義者と名乗る者がいようとも、それはフランス革命時代の個人主義であって、社会主義と混同してはいけないことは言うまでもない。社会主義者は現在の国家が国家主権の国体であることを明確に意識して、長い時間と大いなる努力によってただ強者の意志となるだけなのだ。どうして国体を打倒して一新しようなどと言おうか。だから、今日のような強者の意志の下では、国家主権の名において迫害される義務がある（なお、『社会主義の啓蒙運動』において迫害の権利を説いた所を見よ）。

---

<sup>105</sup> 意味がわかりにくい。要するに、「打ち消したり、無効にしたりすることはできないから、自由に改廃できるようになっていないと矛盾を回避できない」ということである。

<sup>106</sup> 治安警察法などの制定のことを指しているのだろう。